

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 9 月 12 日（金曜日）午前 10 時開議

（開 議）

第 1 一般質問

（散 会）

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員 (57人)

1 番	菊	地	公	平	2 番	佐	藤	栄	作
3 番	上	野	照	弘	4 番	吉	村	太	志
5 番	田	仲	常	郎	6 番	宮	崎	吉	輝
7 番	中	村	義	雄	8 番	鷹	木	研 一	郎
9 番	戸	町	武	弘	10 番	香	月	耕	治
11 番	片	山		尹	12 番	村	上	幸	一
13 番	日	野	雄	二	14 番	吉	田	幸	正
15 番	西	田		一	16 番	田	中		元
17 番	金	子	秀	一	18 番	廣	田	信	也
19 番	立	山	幸	子	20 番	た か の	久 仁	子	
21 番	小	松	み さ	子	22 番	富 士 川	厚	子	
23 番	渡	辺	修	一	24 番	中	島	隆	治
25 番	松	岡	裕 一	郎	26 番	木	畑	広	宣
27 番	村	上	直	樹	28 番	成	重	正	丈
29 番	岡	本	義	之	30 番	三	宅	ま ゆ	み
31 番	森	本	由	美	32 番	大 久 保	無	我	
33 番	小	宮	け い	子	34 番	森		結 実	子
35 番	泉		日 出	夫	36 番	中	村	じゅん	子
37 番	山	崎	英	樹	38 番	山	田	大	輔
39 番	宇 都 宮			亮	40 番	永	井		佑
41 番	伊	藤	淳	一	42 番	宇	土	浩 一	郎
43 番	高	橋		都	44 番	山	内	涼	成
45 番	荒	川		徹	46 番	大	石	正	信
47 番	伊	崎	大	義	48 番	本	田	一	郎
49 番	奥	村	直	樹	50 番	井	上	し ん	ご
51 番	柳	井		誠	52 番	村	上	さ と	こ
53 番	小	宮	良	彦	54 番	小 金 丸	か ず	よし	
55 番	松	尾	和	也	56 番	有	田	絵	里
57 番	井	上	純	子					

欠席議員 (0人)

説明のために出席した者の職氏名

市 長	武 内 和 久	副 市 長	江 口 哲 郎
副 市 長	片 山 憲 一	副 市 長	大 庭 千賀子
会 計 室 長	中 村 彰 雄	危 機 管 理 監	柏 井 宏 之
技術監理局長	尊 田 利 文	政 策 局 長	小 杉 繁 樹
総務市民局長	三 浦 隆 宏	財 政 ・ 変 革 局 長	武 田 信 一
保健福祉局長	武 藤 朋 美	子 ども 家 庭 局 長	小 林 亮 介
環 境 局 長	木 下 孝 則	産 業 経 済 局 長	柴 田 泰 平
都市ブランド 創 造 局 長	小笠原 圭 子	都 市 戦 略 局 長	小 野 勝 也
都市整備局長	持 山 泰 生	港 湾 空 港 局 長	倉 富 樹 一 郎
消 防 局 長	岸 本 孝 司	上 下 水 道 局 長	廣 中 忠 孝
交 通 局 長	白 石 基	公 営 競 技 局 長	春 日 伸 一
教 育 局 長	太 田 清 治	行 政 委 員 会 事 務 局 長	兼 尾 明 利

職務のために出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	天 本 克 己	次 長	檜 木 野 裕
議 事 課 長	木 村 貴 治		ほか関係職員

午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。8番 鷹木議員。

○8番（鷹木研一郎君）皆さんおはようございます。自民党の鷹木でございます。

早速、一般質問を始めさせていただきます。

6月議会に引き続き、折尾地区総合整備事業について質問させていただきます。

今日は、おりお未来21、そして折尾商連理事長、たくさんの地域の方がこの質問を聞きにお越しいただいております。ありがとうございます。

平成16年度に事業を開始いたしました折尾地区総合整備事業は、今年度で22年目を迎え、折尾駅周辺ではいよいよ民間投資により町が大きく動き出そうとしています。

今年4月に武内市長がオリオX c i t eを発表されて以来、折尾ではビッグニュースが続いています。オリオX c i t e第1弾となる折尾駅南側にぎわいゾーンのまちづくり連携協定で発表された、J R九州株式会社、高松産業株式会社、東宝住宅株式会社のビル4棟の開発計画は、地域にとつてもないインパクトをもたらしました。続けて、今年8月に、第2弾となる本市初の取組、22街区集約売却の入札では、10者の開発事業者が応札し、市が設定した最低売却価格の3倍を超える土地価格約5億5,900万円で大英産業株式会社が落札をいたしました。同社の計画によると、15階から18階程度の分譲マンション1棟を建築するとのことでした。

このような民間開発の進展は、折尾の町の価値や評判が高く評価された結果であり、大変喜ばしく感じております。末吉市長の時代からスタートしたこの折尾地区総合整備事業が、末吉市長から北橋市長、武内市長へと歴史のバトンを受け継いでようやくここまでたどり着いたことを思うと、非常に感慨深いものがあります。

折尾地区総合整備事業のような大きな事業の過程では、長い時間軸の中で物価や人件費が急に上がったり、工事工法の見直しなど、社会的、経済的、技術的な状況の変化の対応が付き物です。こうした荒波を乗り越えて、必要な見直しを行うとともに、様々な調整を行いつつ前に進めていくことが必要となります。

そこで、2点お伺いいたします。

1点目に、折尾地区総合整備事業を進める中でどのような課題があったのか、お聞かせください。

2点目に、折尾地区総合整備事業を進める上で、様々な状況の変化は当然あると思いますが、このバトンを受け継いだ武内市長には、最後の仕上げに向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。その意気込みをお聞かせください。

次に、折尾地区総合整備事業に続き、八幡西区のまちづくりに関連して、学術研究都市についても質問させていただきます。

市は8月18日に、東京科学大学、北九州産業学術推進機構とのイノベーション創出に関する連携協定を締結いたしました。この協定は、東京科学大学の卓越した研究力とネットワークを生かして、北九州学術研究都市における産学連携を強化し、半導体などの先端産業分野での共同研究や人材育成を推進することを主な内容としています。

理工系と医療系が融合し、多様な専門領域を有する総合研究大学である東京科学大学と新たなネットワークが構築されたことで、現在本市が力を入れている半導体やエネルギー、宇宙開発などの未来産業において、地元企業や研究機関、市内大学等による新たなコラボレーションが生まれ、学術研究都市がさらにレベルアップし、世界から注目されるようになることを強く期待しています。

そこで、お伺いいたします。

まず、今回の協定は、市が推進するG-CITY戦略に基づくものとされています。改めて、今年2月に公表したこのG-CITY戦略の目的や目指す将来像について見解をお聞かせください。

次に、北九州学術研究都市は、北九州産業学術推進機構FAISを中心に、これまでも長きにわたり産学官のネットワークを構築してきた実績があります。今回の東京科学大学との連携協定は、地元企業や大学、研究者にとってどのような効果をもたらすのか、見解を伺います。

最後に、若者支援についてお伺いをいたします。

本市では、昨年4月に、日本一若者を応援する町を掲げ、全国に先駆けてZ世代課を設置いたしました。設置から1年余りが経過し、私は、その取組は着実に成果を上げてきていると感じています。特に、アイデアコンテストやZ世代課パートナーズ制度などの事業には、市内外から意欲あふれる若者が集まり、その若者らしい自由な発想が市政に新たな風を吹き込んでいます。これらの取組の様子は、テレビや新聞、SNSなどのメディアを通じて広く市民にも伝わっており、多くの方が関心と期待を寄せているものと認識をしています。

しかしながら、意欲的に活動し、目覚ましい活躍を遂げる一方で、全ての若者が同じように輝いているわけではないという点にも目を向ける必要があると思っています。若者と一口に言っても、その状況は多様です。学校や社会、進路や就職など様々なハードルを前に、将来への不安を抱え、現実には、頑張りたいくても頑張れない状況に置かれている若者も少なくありません。Z世代課の取組により、北九州で輝く若者に注目が集まっていることは大変素晴らしいことですが、何かしたくてもどうしたらいいか分からないという隠れた原石がもっと多くいるということも見逃さず、若者を応援する目をしっかりと向けていかななくてはならないと思っています。

そこで、お伺いいたします。

Z世代課の取組を通じて目指す日本一若者を応援する町の実現に向けては、主体的に活動していく若者に限らず、あらゆる若者を広く、そして多様な形で支えていてもらいたいと考え

ています。これまで取り組んできた事業や今後の取組においてどのように応援の輪を広げていくお考えなのか、見解をお示してください。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君） 市長。

○市長（武内和久君） 皆さんおはようございます。

第1番目の項目、折尾地区総合整備事業につきまして、課題と、最後の仕上げへ向けての意気込みのお尋ねがございました。

住みやすく魅力的でにぎわいのあるまちづくりを進めている折尾地区では、令和3年の新駅舎完成を皮切りといたしまして、令和4年に折尾まちづくり記念館、令和5年に北側駅前広場や高架下の商業施設えきマチ1丁目折尾がオープンをいたしまして、先行した駅北側周辺は多くの人でにぎわっているところであります。一方、折尾土地地区画整理事業としてまちづくりに取り組んでいる折尾駅南側は、南側駅前広場や周辺の道路、宅地の整備などを進めており、民間開発が本格化する段階を迎えております。

こうした状況を踏まえまして、今年4月に、新たなまちづくりのコンセプト、オリオX c i t eを発表いたしますと、折尾駅南側における民間投資が劇的に加速し、中高層建築物の開発計画が7棟に達しております。これらのプロジェクトのように、建物の高層化が進みますと、折尾駅南側の将来人口は、整備前の約900人から約5倍の約4,300人に増加すると推計されております。私としても、平成16年度の事業着手からこれまでバトンを受け継いできた折尾地区総合整備事業が実を結びつつあることを喜ばしく感じております。

一方で、折尾地区総合整備事業に限らず、長期にわたる大規模な公共事業におきましては、議員御指摘のとおり、長い時間軸の中で、社会的、経済的、技術的な状況の変化への対応が付き物でございます。折尾地区総合整備事業につきましては、踏ん張りどころに来ておりますが、町の発展のために未来への投資は必要であり、歯を食いしばってでもやり遂げなければならないと考えております。

事業に当たっての課題についてのお尋ねでございますが、折尾土地地区画整理事業につきましては、防災上の課題を解決するため、254棟の権利を持つ方々に対しまして、なれ親しんだ家屋などの移転をお願いいたし、協力していただく必要がございました。ここまで、地権者の皆様に寄り添いながら、225棟の移転を完了させてきたところでございますが、生活状況に合わせて課題を一つ一つ解決をしてまいったため、多くの時間を要してきたところでもございます。

加えて、あらゆる公共事業に影響する共通の課題である全国的な物価高騰によりまして、建設工事に関する労務単価や資材価格がここ3年で毎年5から6%の率で急激に上昇し、事業費が膨らんでいるところであります。最後の仕上げに向けては、これらの課題に対応するため、現在、事業スケジュールや全体事業費の見直しを進めているところであります。

また、並行いたしまして、町の価値を高める施策として、1つには、建物の高層化を図るための容積率の緩和、2つ目に、にぎわいづくりや地域経済の活性化にも寄与する、地域住民の皆様と連携した様々なイベントの拡充などのソフトの施策にも取り組んでいるところであります。

いずれにしましても、オリオX c i t e を掲げる折尾地区総合整備事業は、これまで福岡都市圏に流れていた人たちの受皿にもなり得ると考えており、民間投資による稼げる町の実現に加え、北九州市の定住人口の増加にも寄与する重要なプロジェクトであると認識をしております。このプロジェクトを着実に進めることで、折尾地区のポテンシャルを開花させ、近年居住人口が増えつつある黒崎地区とともに北九州市の西の玄関口として、若者を含め新しい人が集まり、住みたくなるような魅力的な町を実現してまいります。以上となります。残りは関係局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）北九州学術研究都市に関する御質問に順次お答えいたします。

まず、G－C I T Y戦略についてです。

北九州学術研究都市は、新たな産業の創出、市内企業の技術の高度化を支える知的基盤として整備したものでございます。2001年の開設以来、国公立の大学や研究機関等による産学連携の活動により、新技術の事業化やスタートアップの創出、高度人材の輩出など、様々な成果を生み出してきました。また、近年では、データセンター、A I、ロボット、蓄電池などの最先端分野の研究開発を行う企業が次々に立地するなど、集積の動きが活発化しています。

こうした動きを大きなチャンスと捉えまして、北九州市において新たなイノベーションを創出し、経済成長の原動力とするため、本年2月にG－C I T Y戦略を策定しました。

具体的には、国内外から投資や人材を呼び込むため、1つには、半導体や宇宙などの重点分野における国内外の有力な企業、大学との共同研究や高度人材の育成、2つには、民間開発も含めた事業用地の創出に向けた検討、3つ目には、自動運転の実装等による未来社会のショーケース化、4つ目には、学術研究都市を核に折尾駅から若松区西部地域を含めたエリア全体の魅力向上などに取り組ましまして、世界をけん引するイノベーション拠点を目指したいと考えています。

本戦略では、外部研究資金を5年後に50億円、スタートアップ起業件数を10年間で30社、誘致件数を10年間で200件というK P Iを設定しております。本戦略策定後、既にスタートアップが3社起業し、半導体関連企業をはじめ7社が進出するなど、成果も出始めております。

北九州市としましては、台湾の新竹サイエンスパークやベルギーのI M E Cなど世界の成功モデルを目標に、国内外から多くの投資を呼び込むサイエンスパークとなるよう、G－C I T Yの実現に向けた取組をさらに強力に進めてまいります。

続きまして、東京科学大学との連携協定についてでございます。

今年2月に策定したG-CITY戦略では、新たなイノベーションを創出するために、つながる学術研究都市を掲げまして、国内外の有力な大学や研究機関等との連携を強化することとしております。東京科学大学は、我が国の理系最高峰の大学でありまして、卓越した研究力、豊富なネットワーク、優れた産学連携ノウハウや共創の実績を有しておりまして、北九州市としては、G-CITY戦略の推進に当たり、ぜひ連携したいと考えておりました。また、東京科学大学におきましても、北九州市が公害をはじめ幾多の困難をイノベーションで克服した歴史や、ものづくりやグリーンといった北九州市のポテンシャルを評価していただきまして、今回の協定締結に至ったものであります。

具体的な連携内容としましては、東京科学大学の産学共創機構長に公益財団法人北九州産業学術推進機構の最高イノベーション責任者に就任いただくこと、2つ目には、その上で東京科学大学と北九州市双方のネットワークを生かしまして、半導体や宇宙など様々なテーマで共同研究に取り組み、イノベーションを創出すること、3つ目には、学術研究都市に東京科学大学の活動拠点北九州ラボを開設し、個々のプロジェクトをより円滑に進めることなどがございます。

今回の連携によりまして、地元企業や市内大学、研究者にとりましては、東京科学大学の研究力やネットワークを生かした新たな研究開発が可能となりまして、半導体など先端分野における事業の成長やイノベーション創出に期待しているところでございます。北九州市としましては、今回の連携が具体的な成果を生み出すことに努めるとともに、さらなる国内外の有力な大学や研究機関等との連携を進めまして、学術研究都市が世界をけん引するイノベーション拠点となるよう取組を進めてまいります。以上です。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君）それでは最後に、若者支援につきまして、日本一若者を応援する町の実現に向けて応援の輪を広げていくのかとのお尋ねがございましたので、お答え申し上げます。

北九州市では、各分野にまたがる若者施策に横串を刺し、組織横断で強力に推進するべく、令和6年4月にZ世代課を新設し、様々な事業を通じて若者の挑戦を応援してまいりました。事業を始めるに当たりましては、市内の若者等へヒアリングを行いまして、意欲や行動力の違いに応じたプログラムを実施することといたしました。このうち、何かに挑戦したいがどうしたらいいかわからないという若者を対象とした次世代創造プログラムは、専門家等による手厚い伴走支援の下、チームでアイデアの立案や実施を行いました。

一方で、目的意識や課題認識が明確な若者を対象としたアイデアコンテストは、今年度、第2回目を開催しまして、全国から前回の倍となる60件の応募をいただきました。応募者の中には、昨年の様子を見て挑戦しようと思ったという若者もいまして、最終審査に進んだ8組のうち7組がコンテスト初出場であるなど、これまで一歩踏み出せなかった若者の背中を押すきつ

かけとなっているところでございます。

また、若者にとって北九州市が失敗を恐れずに挑戦できる町であるためには、上の世代が若者の感覚や考え方を学び取り入れていく姿勢も必要であると考えているところでございます。そこで、今年度から、市政だよりにおいて、Z世代の活動紹介を通じまして、世代を超えた人のつながりや経験などを共有するコーナーを新たに始めたところでございます。

こうした取組がメディア等を通じて広く知れ渡ること、着実に応援の輪が広がりを見せておりまして、Z世代課の趣旨や取組に御賛同いただきました株式会社みんなの銀行と、それからZ世代課C h e e r B o xを実施しております。これは、Z世代の挑戦を応援したい方の預金額に応じまして北九州市に寄附をいただく仕組みでございまして、現在、全国からの預金額が1億円を超えております。

さらに、台湾から視察団が来日するなど、Z世代課の取組は海外からも注目を集めているところでございます。

Z世代は、SNSなどで見る同世代の影響を強く受けると言われております。あらゆる若者が互いに刺激し合い、自分らしく挑戦したいと思えるよう、官民一体となって多様な形で支え、世代を超えてつながっていく機運を醸成することで、日本一若者を応援する町を目指してまいりたいと考えております。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）8番 鷹木議員。

○8番（鷹木研一郎君）御答弁ありがとうございました。それでは、順を追って、折尾地区総合整備事業から第2質問させていただきたいと思います。

第1質問でもお話をさせていただきましたように、今日、おりお未来21の桑原会長とか、折尾の経済界を代表する安藤理事長とか、本当に地域の方にたくさん傍聴に来ていただきました。

市長が課題ということで物価高騰のお話をされましたけれども、本当に今物価高騰がこうして進む中で、折尾地区総合整備事業を確実に進めていくためには、財源の確保が何より重要であると、私もそう思っております。その手段の一つが、事業の地域内の市有地の売却であると私は思っております。

先日行われました22街区の集約売却の入札、10者の応札があったと聞いておりまして、最低価格を大きく上回る価格で落札をされました。当然、この中には市有地も含まれておりまして、市の財源確保に大きく寄与したものであると思っております。このような集約売却というのは、民間の大型開発を呼び込むだけでなくして、市の財源確保にも大きくつながる事業であると私は思っております。

だからこそ、こういった機会を逃さずに、もっとももっとこういった集約売却などを進めていくべきと考えておりますけれども、その点についての見解をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（中村義雄君）都市整備局長。

○都市整備局長（持山泰生君）市有地と民有地をセットで売却いたします集約売却の実施につきましては、地権者の皆様の合意形成が不可欠でございます。現在、22街区以外におきましても、鋭意、地権者の皆様と協議を進めているところでございます。

そのような中、議員からも御紹介がありました22街区の集約売却の入札では、市内外からの高い需要が明らかになっております。地域の方々にとりましても、折尾の町が大きく動き出す期待感が醸成されまして、土地活用に悩んでいらっしゃった地権者の皆様の協力も今後得られやすくなるのではないかと考えてございます。

いずれにいたしましても、集約売却はオリオX c i t eを加速させる鍵となる取組でございます。民間の大型開発を呼び込むとともに、市有地売却による財源確保にもつながるものであると考えてございますので、時期を逃さず積極的に進めてまいります。以上でございます。

○議長（中村義雄君）8番 鷹木議員。

○8番（鷹木研一郎君）ありがとうございました。

本当にそのとおりであると思っておりますし、財源確保はもちろんですが、土地の有効利用ということにつながると思っておりますので、折尾地区総合整備事業はいよいよ佳境に入っております。いろんな難関もあるかと思っておりますけれども、地域も大変期待しております。どうかその期待に応えていただいて、最後の詰めと一緒に、地元、行政と、私も議会の一人として支えてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、Z世代であります。

今日は、Z世代の若者にも少し傍聴に来ていただきました。本当にありがとうございました。北九州市の若者に開かれたZ世代課であってほしいという思いから、今日この質問をさせていただいたところであります。

僕は地元が折尾ですんで、地域の若い方とか学生さんたちとよく話をさせていただく機会があります。そうしますと、我々中年が思うよりも、若い世代はZ世代課が仕掛ける政策に非常に強い関心を持っているということです。そういった強い関心が、応募数が倍に向いて60件とか、あと、応援の預金が1億円とか、そういった数値につながってきているのであると思っております。どうか自信を持って、このZ世代課が進めるコンテストとかパートナーズ制度をもっとどんどん進めていただきたいと思いますし私は思っております。

その反面、第1質問でもお話をさせていただきましたけれども、例えば、毎日生活を送るだけで精いっぱい、建設現場などで朝から夕方まで汗水垂らして一生懸命働いている方、こういった方たちとも実はよく居酒屋に一杯飲みに行ったりするんです。そのときに、Z世代課の取組についてちょっと話を振ってみますと、いやいや僕にはあまり関係ないからという声が返ってくるのも実は事実なんです。

彼らは毎日の業務で精いっぱいだと思いますし、そう思われるかもしれませんが、や

っぱりこれまでコンテストとかサポーター制度とかと、そういったこととあまり関わりがなかった方にぜひこのＺ世代課の取組を知っていただきたいと思っておりますし、やりたいことがなかなか見つからずにもんもんと毎日を送っている若い方たちもいると思っております。私はその全ての若者を応援する北九州市であってほしいと思っておりますし、そういった思いは必ず若い方に伝わっていくと思っております。

そこで、市長にお伺いをさせていただきたいんですけれども、やはり日本一若者を応援する北九州市のリーダーとして、御自身の若い頃も振り返っていただきながら、今日Ｚ世代が来ておりますけれども、北九州市全てのＺ世代の皆様へ何か応援のメッセージをいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）やはり北九州市は否定ではなく応援をしていく町になっていこうということで、若い世代、Ｚ世代の皆さんにいろんなチャレンジをしていただく、その背中を押していく町になっていこうということの思いを込めて職員一同みんな取り組んでおります。そしてまた、挑戦というところまでいかなくても何か新しく一歩進めていきたい、あるいは、ちょっと自分の中の変化を起こしていきたいというようなきっかけが欲しい、あるいは、きっかけがあればいいと思う方も、ぜひその輪に加わっていただいて、私たちはいろんな形の御支援といたしますか伴走をさせていただきたい。

同時に、Ｚ世代課が大事にしていることは、若者から学ぶということでもあります。私たちが若者を後押しするということじゃなくて、若い皆さんがまだまだ人生経験や知識が足りない、足りないといえますか、まだまだこれからで、足りないということこそ、あるいは専門的な知識や深い経験がまだまだこれからで、ないということこそが武器になる。むしろそちらのほうが本質を突いて、あるいは、新しい発想もあるので、私たちも学ばせていただきたい。世代と世代がそれぞれが学び合う、そして、それぞれがサポートし合う、そういうような町をつくっていききたいと思います。

なので、全ての北九州市のＺ世代の方をはじめ若者の方に、一緒にこの町を盛り上げていこうと、その力が皆さんの中には確かにあると、それをぜひ私たちにも教えていただきたいと心から願っております。

○議長（中村義雄君）８番 鷹木議員。

○８番（鷹木研一郎君）ありがとうございました。

僕も、知らないということが大きな武器になると思っておりますし、私たちが無用に年を重ねて、いろんなことに対して少し臆病になっているところも自分自身もあると思っております。若い方には挑戦する気力がありますし、可能性があると思っております。我々の考えを押しつけるのではなくして、私も若い方からいろんなことを学んでいきたいと思っておりますし、そういったことに向き合える行政であってほしいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

あと一分残っておりますので、東京科学大学との連携なんですけれども、世界をけん引するイノベーション、本当に北九州学術研究都市がそうになっていただきたいと思いますし、東京科学大学との連携、僕は、北九州市のものづくりの町ということを強力に日本国内、日本はもちろんなんですけれども、世界にPRできる絶好のチャンスとっております。

何が言いたいのかといいますと、今、企業誘致の協議を続けておりますASE、こういった会社はもちろんなんですけれども、世界の有力な企業に北九州市を知らしめる本当に大きなチャンスであると思っております。積極的にこういった研究成果を発表していただきたいと思いますし、連携協定やりましたよといって、市民の皆さんもすごいなって思ったと思うんですけれども、どういったすごいかを私は産業経済局がどんどん発信していただきたいと思いますし、それで市民の皆さんのシビックプライドにもつながってくるのであるだろうなと思っております。

この機を逃さずに、G-CITY戦略をさらに進めていっていただきまして、この連携が市民の皆様の誇りとなるようなものにしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。終わります。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）進行いたします。33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）おはようございます。市民とともに北九州の小宮けい子です。

傍聴にお越しいただきました皆さん、本日はありがとうございます。

早速、質問に入ります。

初めに、学校における業務改善についてお伺いします。

本市では、令和5年度から令和7年度までを実施期間として、学校における業務改善プログラム第3版を進めてきました。令和6年4月策定の北九州市教育大綱で掲げる、こどもまんなかで質の高い教育環境の充実を図るための柱の一つは、自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めますであり、子供のウェルビーイングを実現するためには教職員のウェルビーイングを確保することが必要であることが述べられています。また、同年の8月作成の北九州市こどもまんなか教育プランでは、教職員のウェルビーイングを高めるために、教職員の育成、資質の向上や、教職員の負担軽減による教育環境の充実などに取り組むこととされています。

一方、令和5年に教育委員会が実施した教職員意識アンケートでは、子供と向き合う時間の確保やワーク・ライフ・バランスの実現、業務改善の進展、多忙感などの項目で好転が見られた一方で、仕事にやりがいを感じるかの項目が令和3年度より低下していました。

そこで、今年度で終了する学校における業務改善プログラム第3版に基づく取組により、どのような成果が得られたのか、最新の調査結果等を踏まえてお示してください。

次に、教職員のウェルビーイング向上について2点お伺いします。

まず、教職員の長期病休者の増加についてお伺いします。

本市では、教職員の心の健康を守るために、ストレスチェックや、産業医、保健師による相談体制を整備しています。しかし、教育委員会安全衛生委員会の報告によれば、近年、教職員の長期病休者、休職者は増加しており、令和5年においては、長期病休者、休職者のうち精神疾患による者が6割を超えています。精神疾患による者は、特に20代、30代が多くなっています。

そこで、この現状をどのように受け止め、どのように分析しているのか、見解をお伺いします。

次に、教職員のウェルビーイング向上のためには、在校等時間の削減や休暇取得の促進だけでは十分ではありません。ハラスメントのない職場環境をつくることも不可欠だと考えます。

一般的に、学校は閉鎖的な組織文化を持つと指摘されることもあります。閉鎖的な職場環境は、ハラスメントが発生しやすい土壌ともなり得ると考えます。

そこで、学校内におけるハラスメント防止に向けて具体的にどのような対策を講じているのでしょうか、見解をお伺いします。

次に、業務改善プログラム第4版策定に向けてお伺いします。

今後策定される学校における業務改善プログラム第4版が、教職員一人一人がやりがいを持ち生き生きと教育に取り組める具体的な内容となることを要望いたします。

また、教員の業務負担軽減を目的として配置されたスクール・サポート・スタッフが十分に機能しているか、ICT支援員の配置要望、フッ化物洗口のサポートスタッフの確保など、未配置や新規事業についての検証を行い、実効性のあるものとすべきと考えます。

そこで、業務改善プログラム第4版の策定に当たり、どのような内容を予定しているのか、見解をお伺いします。

次に、部活動の地域展開についてお伺いします。

本市の学校部活動は、これまでに教育的に大きな役割を果たしてきました。しかし、少子化や教員の働き方改革の流れの中で、従来の形での運営が困難となりつつあり、本市においても国の方針を踏まえ、北九州市部活動地域展開推進計画を作成し、地域展開を進めているところです。

私自身、この間、現場の教職員の声を伺ってまいりました。その中で課題として挙げられるものとして、部活動で培われてきた人間関係を生徒指導に生かせなくなるのではないかと、高校進学や推薦入試などの進路への影響、地域クラブでは受益者負担としてクラブ費が必要であること、経済的に困窮する家庭への支援の必要性があること、学校施設の利用の在り方、吹奏楽部の地域展開の課題、平日の地域展開の在り方などがありました。

そこで、3点お伺いします。

1点目に、これらの課題をどのように捉え、具体的にどのような対応を進めていくのか、教

職員と共通理解を図ることが重要と考えます。見解をお伺いします。

2点目に、地域クラブの移行に伴い、受益者負担として会費が必要となる中においても、全ての子供が参加できる環境を整えることが重要です。

そこで、特に経済的に困難を抱える家庭への支援について早急に結論を出すべきと考えますが、見解をお伺いします。

さらに、現在、北九州市地域クラブの立ち上げを予定している団体関係者、小・中学生の保護者、地域の関係者などを対象に地域説明会を実施していますが、その進捗状況についてお示しください。

次に、学校プールの老朽化と水泳学習についてお伺いします。

現在、北九州市内の学校プールは、194校のうち、築年数50年以上のものが80校、40年から49年のものが36校、30年から39年のものが24校、30年未満のものが54校と、老朽化が進んでいます。また、設備が高額で十分な修理費を確保できず、修理しても熱中症対策や通年利用等の昨今の課題に対応できないということもあることから、児童生徒にとって必ずしも良好とは言えない環境の中で水泳学習が行われています。学習指導要領では、学年ごとの目標が示され、水泳学習を計画的に実施するようになっているため、自校のプールが使用不能になっても水泳学習を保障する必要があります。

このような中、本年3月に出された学校プールの在り方（小・中・特別支援学校）経営分析・事業分析報告では、課題、変革案として、1、老朽化したプールの順次廃止、2、思永中学校温水プールに近隣校を集約、3、教員の負担軽減という内容が記されています。この中で、老朽化したプールの順次廃止においては、大規模改修が必要となったプールは修繕せずに、近隣校や市営温水プールや民間温水プールの活用を検討する旨が記されています。また、令和5年度に実施した民間委託検証事業の検証では、効果として、指導員による専門的な指導による泳力の向上や、室内実施のため気温や天候にかかわらず計画的に授業が実施できることが挙げられています。

近隣校での水泳学習は屋外実施となるため、気温や天候に左右され、計画的な授業が実施できない欠点があります。また、プールの管理を行わなければならないので、課題で記された教員の負担軽減にもつながりません。

そこで、自校のプールが廃止された場合は、近隣校ではなく、室内の市営温水プールや民間温水プールの活用を検討すべきと考えますが、見解をお伺いします。

民間委託検証事業の検証の効果として、指導員による専門的な指導が挙げられていました。自校のプールを使用する場合でも、民間の水泳指導者を活用することにより、教職員の負担が軽減できると思います。学校現場では、水泳学習は、指導者、監視など最低3人の人員が必要なため、教職員の負担が大きいという課題があります。

そこで、教職員の負担軽減と専門的な指導を両立する観点から、プールの授業においては民

間の水泳の指導員を活用することとしてはいかがでしょうか、見解をお伺いします。

次に、こどもまんなかc i t yの実現と児童館の役割についてお伺いします。

こどもまんなかc i t yを掲げる北九州市は、子供の声を反映し、安心して育つ環境を社会全体でつくることを目指し、理念にとどまらず、制度や行動変容を伴う取組を進めてきています。この理念と、児童福祉法に定められた児童館の目的の健全な遊びの提供による健康増進と情操のかん養は、大きく重なっています。

さらに、児童館は、遊び、文化活動、交流の場の提供による子供の主体性の育成、発達段階に応じた活動や相談支援による成長支援、居場所機能、保護者相談や地域ネットワークづくりによる子育て世代・若者への応援といった機能を担っています。この点も、本年3月に策定した北九州こどもプランの基本理念でうたわれているこどもまんなかc i t yの実現や3つの基本方針とも一致します。

このような児童館は、こどもまんなかc i t yを推進していく本市にとって重要な役割を担う施設と考えます。

一方、児童館は、高度成長期に建てられた施設が多く、老朽化が進んでいます。しかし同時に、長年の活動を通じて地域住民との信頼関係を築き、不登校傾向の児童生徒の居場所としても機能し、また、地域行事の核ともなってきました。例えば、児童厚生員やボランティアによる継続的な関わり、子供たちが自分たちで遊びを見つけられる環境の提供、地域の祭りへの参加、親子ふれあいルームの機能充実など、建物以上に地域資源として価値を積み上げてきています。

このような中で、子ども家庭局の方針として、放課後児童クラブを学校敷地内へ移設し、移転後の児童館は用途廃止に向けて協議との報告が出され、関係者には大きな戸惑いがあります。

そこで、伺います。

用途廃止とは、単に老朽化した施設を取り壊すということなのか、それとも、現在児童館が果たしている多様な機能を他施設で代替して継承するという意味なのか、市としての見解をお聞かせください。

児童館は、子供の遊びと健全育成の拠点であると同時に、保護者と地域をつなぐ子育て支援、地域資源として重要な役割を果たしてきました。老朽化や配置の偏りは課題ですが、地域の信頼関係や蓄積された活動の価値を途切れさせることなく継承発展させることが求められます。

そこで、今後、放課後児童クラブの学校敷地内への移設を含め、各児童館ごとに、地域住民や保護者、児童厚生員などの関係者と十分に協議し、合意形成を図る場を設けるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

最後に、港湾労働者不足と労働環境の改善についてお伺いします。

太刀浦コンテナターミナルは、北九州港におけるコンテナ取扱量の9割を担う、海の物流の拠点であります。コンテナターミナルで行われている荷役作業は、安全かつ効率的に進めるために経験が非常に重要であると伺っております。

しかしながら、夏は酷暑、冬は厳寒の中での作業、加えて、休日出勤や夜間勤務も避けられないなど、労働条件が極めて厳しいため、労働者の確保が難しい状況とのこと。また、入社しても長く続かないなど、人材不足が深刻化してきているとのことでもあります。

本年6月議会における森本議員の質問に対して、港湾空港局長から、北九州港においても最近では担い手確保に向けた労働環境への関心が高まっている、このため労働環境の改善については今後とも官民双方で話し合いながらできる限り努力していく旨の答弁がありました。このような官民での話し合いの場を設けること、また、本市の港湾施策において港湾労働者の労働環境を重視していることを明確にすることが、労働者の確保につながると考えております。

本市の掲げる稼げる町の実現にとっては、港湾は不可欠な基盤であります。その港湾を支える労働者不足の解消に向けて、港湾管理者である本市として、労働環境の改善及び港湾労働者の確保に向けた考えについてお伺いいたします。

これで私の第1質問を終わります。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目5つ目の、港湾労働者不足と労働環境の改善について、その確保に向けた考えのお尋ねがございました。

我が国では、生産年齢人口の減少などを背景に、港湾物流の根幹を担う港湾労働者不足が顕在化しつつあるところであります。国土交通省の調査では、港湾労働者が不足あるいはやや不足と回答した事業者が約7割に達しているということでもあります。

そこで、国土交通省におきましては、令和4年に、港湾労働者不足対策アクションプランを策定いたしました。その中で、1つには、職業紹介等のPR活動を関係者が連携して実施するなど、港湾運送の魅力の発信、2つ目に、荷主団体、船社団体等に対しまして適切な価格転嫁を要請するなど、取引環境の改善、3つ目に、女性、高齢者等にも働きやすい労働環境整備の推進や、荷役機械の遠隔操作の技術開発の推進などの安全性の向上、労働環境の改善などの取組について、官民一体で進めることとされております。

こうした中、北九州港におきましても、港湾の持続的な発展を目指す上で、労働者不足は重要な課題と認識をしております。このため、我が国全体で行っていく取組に加えまして、誰もが港湾の仕事を選択肢として捉え、多様な人材が活躍できるよう、港の仕事の魅力発信や働きやすい環境づくりを進めることは重要と考えております。

そこで、港の仕事に対する若者の認知度向上に向けましては、北九州市が開催する仕事と学びの体験交流イベント北九州ゆめみらいワークにおいて、令和3年度から、港湾関連企業等に出展を促しまして、当初は5社から始まったものでありますが、昨年度は16社に参加をしてい

ただいたところでございます。

また、労働環境の改善に向けましては、例えば、太刀浦第2コンテナターミナルのチェックブリッジ、すなわち貨物を確認する施設の建て替えに当たりましては、新たに女性用の休憩室の設置や、雨、直射日光を防ぐための屋根面積の拡大など、現場の方々の意見を反映させていただいた取組を進めているところでもございます。

こうした北九州市としての取組を進める一方で、事業主の取組としては、トイレ、休憩所などの環境整備に加え、魅力ある職場づくりに向けた勤務体系など、制度面の整備を図ることも重要だと考えております。

北九州港は、市内生活や市内産業を支える重要な物流拠点でありまして、この機能を維持していく上で、担い手の確保は不可欠でございます。今後とも、官と民が一体となって取組を進めるため、港湾関係の事業者団体や労働組合の皆様と引き続き意見交換を行う場を設け、関係者の皆様と協議をしながら取り組んでまいりたいと考えております。以上です。残りは関係局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）3つの大項目の御質問についてお答えいたします。

まず、学校における業務改善について、(1)業務改善プログラム第3版に基づく取組によりどのような成果が得られたのか、(3)業務改善プログラム第4版の策定に当たりどのような内容を予定しているのかについてでございますけれども、北九州市ではこれまで、教職員がやりがいを持ち生き生きと教育活動に取り組める環境づくりを大切に、魅力ある学校教育の実現を図ってまいりました。その施策の一つとして、学校における業務改善プログラムを平成29年に策定し、令和5年に第3版へと改定を重ね、学校における業務改善を推進しているところでございます。

業務改善プログラム第3版の取組例としては、保護者連絡ツール *t e t o r u* の導入、小学校における教科担任制の拡大、中学校の定期考査における自動採点システムの導入などが挙げられます。また、スクール・サポート・スタッフを全小・中学校に配置し、教員が授業や指導に専念できる体制を整備してまいりました。

このような取組の結果、以前より採点時間が1クラス当たり1時間程度短縮した、印刷等の時間が減り、子供と触れ合う時間が増えたなどの声が教員から上がっており、業務負担の軽減につながっております。

データとして示される成果でございますが、令和6年度末調査の時間外月平均在校等時間が小学校教諭等で25時間14分、中学校教諭等で39時間47分であり、業務改善プログラムを開始した平成30年度よりそれぞれ5時間程度減少いたしました。また、教職員意識アンケートの結果、ワーク・ライフ・バランスを実感する教職員の割合は56%で、14ポイント改善しております。調査開始以来最も高い数値となっております。やりがいを感じる教職員の割合は、コロナ

禍前後で差はあるものの、おおむね90%前後を維持しております。しかしながら、時期による業務量増加や取組状況の学校間の差など、引き続き課題が存在しております。

そうした中、国においては、教職員の働き方改革推進が急務とされ、本年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法が改正されました。この中で、各教育委員会に対して、教員の業務量管理・健康確保措置実施計画の策定を求めており、秋頃、指針が示される予定でございます。

これを踏まえまして、今年度策定する業務改善プログラム第4版は、第3版までの成果から継続、拡充する内容といたしまして、授業時数の見直し、部活動の活動時間ルール of 徹底、教職員の健康確保などの内容、AIを活用した業務のDXなど、最新の教育情勢を反映した内容などで構成する予定としております。また、第4版策定に当たっては、教職員や保護者の声、学校における働き方改革の専門家の意見等を取り入れつつ検討することとしております。

今後も、教職員一人一人がやりがいを持ち、誇りを持って子供に向き合える職場づくりを行い、教職員のウェルビーイング向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、(2)のウェルビーイング向上についての中で、教職員の長期病休者、休職者は増加しており、そのうち精神疾患による者が6割を超え、特に20代、30代が多い、この現状をどのように受け止め、どのように分析しているかということについてでございますが、小・中、特別支援学校の教職員の30日以上 of 病欠休暇取得及び休職となっている長期病休者の数は、令和4年度132人、令和5年度154人、令和6年度178人と、増加傾向にございます。このうち、精神疾患による者は、令和6年度105人で、ここ数年ほぼ同数で推移しております。

教職員の長期病休者の増加については、教育委員会としては重く受け止めており、重要な課題であると認識しております。精神疾患の長期病休者を年代別で見ると、20代、30代が全体の約6割を占める状況でございます。この年代は、新任から中堅職員への移行期で、責任ある業務を担い始める時期であること、結婚、出産、育児など生活環境が大きく変化するライフイベントと重なることなど、仕事と家庭の両立が困難になりがちな時期であり、精神的なストレスが高まることも要因の一つではないかと考えられます。

なお、令和6年度の精神疾患の休職者に対し、産業医や保健師が主な要因を聞き取ったところ、授業準備や、教職員間の人間関係、保護者・児童生徒対応、家族や健康に関することなどが挙げられております。

教育委員会としては、引き続き、職場環境の改善とともに、教職員の病状や個別の事情に寄り添い、円滑な復帰に向けた支援を行っていきます。また、今年度策定する業務改善プログラム第4版の中に、メンタルヘルス対策の実効性を高める方策を盛り込み、教職員の心身の健康確保に一層取り組んでまいりたいと考えております。

続いて(2)、さらに、学校内におけるハラスメント防止に向けて具体的にどのような対策を講じているかについてでございますが、ハラスメントは個人の尊厳や人格を傷つけるだけでは

なく、職場環境を悪化させ、ひいては教員の質の低下を招くものであり、教育委員会では強い覚悟を持ってハラスメント防止に取り組んでおります。

これまで毎年度、各学校において、管理職が講師となり、教育委員会作成のハラスメント防止ハンドブックを活用した校内研修を実施してきております。また、相談窓口については、各学校及び教職員課に複数の相談員を配置するほか、市長部局の専門相談員にも相談できるようにするなど、複数の窓口を用意し、相談しやすい体制を整えております。相談件数は、令和4年度17件、令和5年度19件、令和6年度21件と増加傾向にあり、見過ごすことができない状況にあると受け止めております。

なお、寄せられる相談のほとんどはパワーハラスメントに関するものであり、上司からの指導中や同僚との関係性の中で生じた事案が多く見られます。

これらを踏まえ、今年度は、例年の取組に加え、パワーハラスメントをテーマに校内研修を実施し、パワーハラスメントの定義等の再確認、指導とハラスメントの違い、部下からのハラスメント等、具体的事例の動画視聴、加害者にならないために注意すべき言動等をテーマにしたグループワークを実施し、それによりまして一層の意識向上に取り組んでおります。また、教育委員会の教職員ポータルサイトのトップページに、新たにハラスメント防止関連ページを設け、対応の流れや相談窓口の情報が容易に取得できるようにするなど、改善を図っております。

今後も、ハラスメント防止のため、教職員の意識醸成や安心して相談できる環境づくりに努めていくことで、教職員のウェルビーイングの向上につなげてまいりたいと考えております。

続いて、2、部活動の地域展開について、課題をどのように捉え、具体的にどのような対応を進めていくのか、経済的に困難を抱える家庭への支援について、地域説明の進捗状況についてでございますが、まず1点目についてお答えいたします。

部活動は、教員の献身的な関わりの下、生徒が自主的、自発的に活動に参加することにより、スポーツや文化芸術の振興を担っております。また、生徒同士や教員との好ましい人間関係の構築を促進し、学習意欲や自己肯定感、責任感、連帯感を育むなど、多様な学びの場としての教育的意義を有しております。

しかし、少子化の進展により、部活動の存続が危ぶまれる状況の中、国は、生徒の活動機会の確保と教員の働き方改革のため、部活動の地域展開に関する方針を示しました。北九州市では、国の方針を踏まえ、部活動の教育的意義を継承しつつ、子供たちの活動機会を確保することを大前提に、令和7年5月に北九州市部活動地域展開推進計画を策定し、令和9年9月から休日の学校部活動を地域クラブに展開するという方針を示しました。

地域展開の取組を進めるに当たり、地域説明会や学校訪問を通じ、議員御指摘のような声があることも把握しております。教職員と共通理解を図ることは重要であると考えております。

そのため、第1弾としまして、地域展開の概要を周知するための研修動画を作成し、全ての

教職員への研修を実施するとともに、学校現場からの意見を聴取いたしました。特に、北九州市地域クラブ認定制度や、指導者の質・量の確保のための人材バンクの整備と研修制度、コーディネーターの配置による伴走支援、兼職兼業制度の明確化などについて、丁寧に説明いたしました。

議員御指摘の施設利用や進路に関すること、吹奏楽部の地域展開などの課題への対応については、今後、第2弾の研修動画を作成するなど、教職員の理解をさらに深める取組を進めていく予定でございます。

2点目についてでございますが、地域クラブへの展開に伴い、会費等の受益者負担が発生することから、家庭の経済状況が活動参加の障壁とならないよう、支援の必要性を重要課題と捉えております。このため、今年6月には文部科学省を訪問し、経済的困窮世帯が負担する会費や保険料の支援に関する財政措置について提案をいたしました。また、7月には、スポーツ庁次長が部活動の視察で北九州市を訪れた際に、子供たちの活動支援について意見交換を行いました。

国の実行会議による最終取りまとめにおいても、費用負担の在り方や経済的困窮世帯への支援の必要性が示されており、今後、国から具体的な方針が示される見通しでございます。国の検討状況や他都市の事例を参考に、経済的困窮世帯が負担する地域クラブへの会費や保険料への支援の在り方をしっかりと検討してまいりたいと考えております。

3点目についてでございます。教育委員会としては、地域人材の活用や、地域の期待を受けながら、地域とのつながりの中で社会全体で子供を見守り支え育てる、そういったことは重要な役割であると認識しております。

そこで、6月下旬から4回にわたり地域説明会を開催し、約300名の参加者に地域展開の趣旨を説明いたしました。また、自治総連合会やPTA協議会、中学校家庭教育学級などでも説明を行い、延べ1,300人に周知をしております。説明会参加者からは、自身の御経験を子供たちに伝えたい、競技人口の拡大を目指して中学生の参画を期待するなど、地域展開をチャンスと捉えている前向きな声も寄せられております。

北九州市の部活動地域展開は始まったばかりであり、今後も継続的な周知と支援が不可欠でございます。子供たちの活動機会の確保を最優先に、自分の好きな活動をしたいという子供たちの声に寄り添いながら、着実に地域展開を推進してまいり所存でございます。

最後に、3、学校プールの老朽化と水泳学習について、自校のプールが廃止された場合、近隣校ではなく室内の市営温水プールや民間温水プールの活用を検討すべき、民間の水泳の指導員を活用することについてでございますが、まず1点目について、国が定める学習指導要領では、水泳学習は、児童生徒が泳ぎ方や水の事故から身を守る力を身につけるための重要な学習と位置づけられております。このため、小学校全学年、中学校1、2年で必修とされており、教員が指導と評価を行うこととなっております。

議員御提案のとおり、公営、民間の室内プールの活用にあたっては、天候に左右されないため、計画的に授業が実施できる利点がございます。他方、こうした施設を利用する上では、児童生徒の移動の時間、移動手段の確保、施設使用料や移動に係る費用の負担、施設の一般利用との利用日時の調整など、課題があります。

そのため、教育委員会では、自校のプールが廃止された場合、学校の事情に合わせ、安全確保、費用、学習効果、教員の負担軽減などの要素を総合的に勘案し、原則として、近隣校、公営プール、民間プールの順番で代替プールを選定することとしており、今後もその方針に沿って水泳学習を行ってまいります。

2点目についてですけれども、令和5年度に水泳学習の民間委託検証事業を行いました。実施校の教員アンケートの中で、民間の水泳指導員が授業に補助的に関わることについては、専門的な指導や教員の負担軽減の面から肯定的な意見が寄せられ、その有効性は十分に認識しております。他方、検証事業や他都市の事例から、民間の水泳指導員の活用にあたっては、水泳指導員の安定的な確保、必要な財源の確保、授業内容等に関する共通理解の形成などの課題もございます。

こうしたことを踏まえまして、指導員ではございませんが、大学と連携して、水泳授業において民間人材を活用した取組を行っております。具体的には、今年度、水泳を専門とする大学教授に小学校に赴いてもらい、教員と一緒に水泳授業を行ったほか、大学のプールを使用した授業において、スポーツ学科の学生が監視や生徒への個別のアドバイスをするなど、教員の指導を補助いたしました。これらの取組は、児童生徒、教員から大変好評であり、一定の効果があると考えております。

このような好事例も踏まえつつ、全ての子供たちが安心して楽しく水泳学習を続けられるよう、外部の施設や人材の活用も含めて、児童生徒の泳力向上や教員の負担軽減に資する方策について幅広く研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 最後に、こどもまんなかcityの実現と児童館の役割につきまして、放課後児童クラブ移転後の児童館の在り方についての見解と、放課後児童クラブの学校敷地内への移設を含め、地域、保護者、児童厚生員などの関係者の方々と合意形成を図るべきという御質問につきまして、併せて御答弁申し上げます。

児童館は、児童福祉法に基づき設置された、児童に健全な遊びを提供して、その心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする、地域における児童健全育成のための施設で、2中学校区、小学校区でいいますとおおむね4小学校区に1か所を目途に、昭和40年代から整備をされ、現在、市内に39館ございます。また、昭和50年代以降は、共働き家庭の増加に伴い、施設の有効活用の観点から、児童館内で放課後児童クラブ事業を進めてきており、現在、放課後児童クラブを実施している児童館は26館ございます。

これら児童館内の放課後児童クラブの中には、小学校から離れているクラブも多く、これらを利用する児童には、遠いところで約1キロメートルの距離を歩いて通っていただいている例もあると聞いております。また、学校から児童館まで移動する間、交通量の多い道路があるなど、特に低学年の児童の保護者の方々から、不安に感じることも多く、児童の安全性の観点から、学校内に放課後児童クラブを設置できないかとの要望が毎年寄せられており、北九州市としても長年課題として捉えていたところでございます。

こうした課題を解決するため、昨年度、市政変革における経営分析を行う中で、このような利用者の方々のお声に応え、児童の安全・安心を最優先するという考えの下、児童館内に設置されている放課後児童クラブについては段階的に学校内へ移転するという基本的な方向性に基づき取り組むことといたしました。その際、児童館内の放課後児童クラブの移転に当たりましては、利用者及び事業を運営する地域の方々の御意見を伺うとともに、市の考えを丁寧に御説明する必要があると考え、これまで臨時の児童館長会議を複数回開催し、移転に関するアンケート調査への御協力をお願いいたしました。

今後についてですが、各児童館の個別具体的な事情に配慮し、アンケート結果や老朽化の度合い、地域の実情を踏まえ、個別の対応方針を策定することとしており、その際には、利用者や地域、運営に携わる方々などから丁寧に御意見を伺いながら、現在の児童館が果たしている役割をどのような形で維持していくのかということも含め、検討を深めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、放課後児童クラブの学校内移転を進めるに当たりましては、利用者や地域の方々などのお声を十分にお聞きしながら、クラブの移転及びクラブ移転後の児童館の在り方について検討してまいりたいと考えております。答弁はこちらで以上でございます。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）丁寧な答弁ありがとうございました。では、第2質問をさせていただきます。

学校における業務改善について、第3版を実施していくということで、在校等時間の削減というのは非常に大きなものが出ているということが分かりました。しかし、その中でやはり大変気になるのは、ウェルビーイングという、働く者の学校にいるときの子供に向けて笑顔が出せるか出せないかっていう、そこが重要だと思います。その中で、やはりハラスメントのない環境づくりということが非常に重要だと思います。

そこに向けて、本教育委員会として、窓口を校内それから教育委員会内、そしてまた外部につくってもらえているということ、そういうふうな中で、令和6年に21件の相談があったというふうなことで、この21件の相談をされた方というのは、相談したことによって、パワハラを受けた当事者にとって安心して今働けるという環境になっているのかということをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）実際に今、窓口としましては、ハラスメント相談員、各学校に男性女性1名ずつ配置をして、それから教職員課の労務係、それから女性職員専用ハラスメント窓口、これも同じ教職員課でございますけれども配置、それからハラスメント専門相談員ということで市長部局に、こういう体制で臨んでおります。

こういうふういろんなところに相談をできるようにしておるのは、まさに議員がおっしゃったように、いい形で解決をしていかなければならないということで行っております。相談の内容としましては、職場環境の改善を望むものであるとか、それから、管理職から対象者への指導、ちょっと強めの指導とか、そういったことに対するものだと思います。それから、調査及び行為者への処分までを望むものというような、様々でございますけれども、そういった相談者の意向に沿って丁寧な対応をしておりますので、おおむねそういったことで改善というのが図られつつあるのではないかと認識しております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ありがとうございます。

パワハラを受けた当事者というのは、相談をするかしらないか、学校の窓口であればこれは管理職に分かってしまうから、じゃあ教育委員会にしよう、じゃあ外部にしようというふうな、そこにも非常に悩みがあると聞いております。そして、当事者はやはりこの相談窓口というのに大変期待をしています。今この苦しい自分の状況というのを改善してもらえないに違いないと思っております。パワハラを受けた当事者の気持ちというところを、その窓口担当の方、それからその後というところ、ぜひ早急に、そして適切な対応というところを取っていただきたいと思っております。

ハラスメントというのははじめの定義と同じではないかと私は思います。当事者じゃなければ分からない、当事者が精神的に苦痛を感じている、苦しんでいる、だから相談を持っていく、声を上げる、一生懸命意を決して声を上げたということ、そのことを受け止める窓口、それから今後の対応というところをぜひお願いしたいと思っております。これは要望です。

では続きまして、部活の地域展開について、今、北九州市内で地域クラブの説明を行ってきておりますが、今認定されているクラブの数というのは各区ごとでどのくらいあるのか、把握されていたら教えてください。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）これは9月11日現在の状況でございますけれども、全体を通して、認定をしているのが18クラブございます。

区ごとということですね。そしたら、門司区が1つ、それから小倉北区が4、小倉南区が8、若松区が1、八幡東区は今まだございません。八幡西区が3、戸畑区が1の、18ということで、ちょっと付け加えて申し上げますが、現在申請をしている、認定の処理をしているとこ

ろがこれとは別に17団体ございますので、近々この17団体も認定をされるんじゃないかと思っております。数的には以上でございます。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ありがとうございました。

やはり部活を地域展開していくというのは大変労力の要ることであると思います。そしてまた、子供たちが活動したいというクラブ、それが近くにあるかどうかということも重要なことになってくると思います。それで、やはり地域でクラブが立ち上がるようにぜひ尽力していただきたいと思います。

私は門司区に住んでおりますので、門司区っていうところの学校の環境からしたら、統廃合が進んで、非常に大きな中学校校区もあります。そういうところで、地域クラブというのが大きな学校の中で1つあったとしても、非常に子供は通いにくいところもあります。だから、土日クラブでしっかりと活動したいと考えている子供たちが全て活動できるような形での数字を上げていくということをどうぞ努力していただきたいと思います。これも要望です。

次に、水泳学習についてです。

この水泳学習、最近特に小規模の学校が増えてきている、またそして、教員が若返りということで、妊娠されている教員もいるというような、そのような環境の中で、やはり水泳の授業というのは教員にとっての負担というか、学校にとって、学校の中で、小さな学校の中、10何人しかいないところで3人出して監視をする、安心・安全のためにするということが非常に厳しいものがあると思います。その中に1名民間の指導員が入ったとすれば、1人は本来の業務、学校の中の業務に就けるというようなこともあります。

そういうふうな小さな学校、また、妊娠されている教員の方がいらっしゃるようなことも考慮して、やはり安心で安定した水泳学習ができるというようなところで、民間の指導員ということだけでなく、今おっしゃられていた大学生などの補助というような形で、やはり目があるということで監視になるということがありますので、そういうふうなスタッフというところも含めて民間の人材の活用ということを検討していただきたいと思います。これも要望いたします。

受益者負担となる、会費が必要ということですね。これは、国が財政措置をしてくるというようなこと、それを待っているという状況の中であれば、現在9月からスタートして、この1年間クラブに通いたい、通う子供たちというのはクラブ費を払っていくということになるのだと推察していますが、その中で、全ての子供がクラブでの活動ということができていくんでしょうか。市としてできること、補助として支援としてできることということのお考えというのがあればお聞かせください。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）まさにもう立ち上がっているところはどうなのかということでござい

ますけど、今それぞれ調査等をしておりまして、そんなに大きな金額を徴収しているところは今のところはありません。国のほうも言うておりますが、おおむね月3,000円を超えないようにというふうなことも言うておりますので、活動内容であるとか、そろえるものであるとか、そういったことを私どももきちっと見た上でそのクラブには指導をしていく必要があるかなと思っておりますが、現在のところは立ち上がったばかりでございますので、それらをしっかりと注視していきまして今後の対応につなげていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ありがとうございます。ぜひ、家庭的に非常に困難を抱えている子供たちにとっても土日の居場所となるクラブ、クラブの会費が払えるというような状況を市として考えていていただきたいと思います。

次に、児童館について伺います。

今、児童館について説明を、答弁いただきましたが、答弁の中で、児童館と放課後児童クラブとが一緒になって答弁されていると感じましたので、改めて、放課後児童クラブがなくなったとしても児童館自体の存続、児童館の持つ建物の価値ではなくて、児童館の機能としてというところ、そこを重視して今後考えていくというふうに捉えてよいのでしょうか。

○議長（中村義雄君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）今回検討させていただいておりますのは、児童館の中に設置されている放課後児童クラブを安全・安心の観点から学校の中に移転するということを考えている中で、その後残った児童館についてどうしていくかということも含めて、移転と併せて地域の方々等の御意見をいただきながら検討を進めていくということにしております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）分かりました。

児童館から放課後児童クラブがのいた、また、児童館だけの運営をしているところ、そういうふうなところの児童館の器としての価値ではなくて、実際に活動している中身、地域との連携しているところ、そういうふうな、人と人がつながっている、いつでも児童厚生員がいるから子供の居場所となるとかという、そういうふうな児童館の機能の価値というのはどういうふうに捉えていらっしゃるか、お聞かせください。

○議長（中村義雄君）子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）児童館におきましては、子供の居場所としての位置づけでございますとか、あと子育ての支援ということで、様々な保護者の方が御相談に来られるという機能もあることも当然承知をしております。この在り方の検討に際しましては、そういった機能をどのようにして地域で提供していくかという観点も含めて当然検討していくものと考えて

おります。以上でございます。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）児童館、地域によってその活動の内容もそれぞれ違うと思います。児童館が今まで積み上げてきた歴史や価値というものが損なわれないような今後というところを十分考えていただきたいと要望いたします。

最後に、港湾の労働環境の改善について市長から御説明がありました。ありがとうございます。

その中で、太刀浦コンテナターミナルで働く皆さんが長い間待ち望んでいたチェックングブリッジに併設されるトイレ、休憩室というのが今回できるということを今お聞かせいただきました。その利用が可能となるのはいつからなのでしょう。

○議長（中村義雄君）港湾空港局長。

○港湾空港局長（倉富樹一郎君）太刀浦コンテナターミナルのチェックングブリッジの全体の完成時期につきましては、令和8年度末を目指して進めているんですけども、トイレ及び休憩室につきましては令和7年度末の完成を目指して今工事を進めているところでございます。ですので、でき次第供用したいと考えてございます。以上です。

○議長（中村義雄君）33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ありがとうございました。

じゃあ、このチェックングブリッジ自体ができるのは令和8年であって、休憩室やトイレ等、港湾の環境施設ができるのは令和7年度末だから今年度末ということですね。分かりました。非常に長い間、仮設トイレで我慢してこられた働いている皆さん、非常にこれで安心して働けるということだと思います。

また、こういうふうにしちんとした休憩室、トイレ、仮設ではないトイレが準備されるということ、これがやはり働く者の環境、女性にも選んでもらえる港湾の仕事となるためには、こういう施設というのは非常に重要だと思います。今後もぜひ女性からも選ばれる港湾の仕事というところに視点を当てて、労働者不足を補っていくというようなこと、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（中村義雄君）進行いたします。44番 山内議員。

（議長退席、副議長着席）

○44番（山内涼成君）皆さんこんにちは。日本共産党の山内涼成です。

会派を代表して一般質問を行います。

初めに、北九州市地球温暖化対策実行計画について伺います。

世界気象機関は、2024年の世界平均気温が産業革命前と比べて1.55度上昇したと発表しました。また、気象庁によると、2024年の日本の平均気温は過去30年の平均を1.48度上回り、統計開始以来最も高くなりました。

たった1度の気温上昇に見えるため、その深刻度がぴんとこないかもしれませんが、世界平均で見た場合、2万年くらい前の氷河期は現在よりも5～6度低いだけでした。それだけで地球は氷に覆われていて、海面水位も120メートル程度低かったわけであります。気象庁気象研究所の研究によると、世界平均気温上昇を2度に抑えられたとしても、日本国内の最高気温35度以上の猛暑日の年間発生回数は1.8倍になると推定をされております。

国際司法裁判所 I C J は、2025年7月23日、温室効果ガスの排出による気候変動は緊急かつ存亡に係る脅威だと指摘し、全ての国が対策を取る法的義務を負っているとする勧告的意見を出しました。この義務を怠れば、国際的な不法行為に当たる可能性があるとしています。I C J が気候変動に関して国家の国際法上の義務について勧告的意見を出すのは初めてのことであります。

こうした中で、日本においても、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すと宣言しています。これを達成するためには、製鉄業を中心とする産業界のCO₂削減対策が喫緊の課題です。そして、CO₂排出量全体の2割を占めているのが火力発電であります。

そこで、伺います。

国連が、先進国は2030年までに石炭火力の段階的廃止をと求めているにもかかわらず、日本は唯一、石炭火力の廃止期限を示さず、今後も温存、延命しようとしております。現在、本市の火力発電所は10か所あり、今後も増設が予定をされています。

本市は、2050年のゼロカーボン、脱炭素社会を目指すに当たり、洋上風力発電の稼働を踏まえ、今後、火力発電の運転を継続していくのか、継続するのであればどのように位置づけていくのか、見解を伺います。

次に、市内再エネ電力の地産地消について伺います。

長崎県五島市では、海にたくさんの風車を浮かべて、島の恵みである風の力で生み出した電気を一大産業にして発展していく壮大な未来像を描いております。五島市民は、島で発電した電気を島で使って資金を循環させようと考え、地域の新電力会社の設立に動き、2018年に五島市民電力株式会社が設立をされました。五島市民電力は、2026年1月に完成予定の洋上風力8基の発電分全てを、特定卸供給契約に基づき、直接買取り販売をいたします。さらに、市民には九州電力よりも5%安く販売するということです。まさに五島産の電気を五島で消費する地産地消を体現しております。

本市は、北九州市グリーン成長戦略において、2050年に目指す姿を踏まえた2030年までの方向性として、本市のポテンシャルを生かして洋上風力発電やPVの導入拡大を図ることによって脱炭素電力を安定的に供給できる体制を構築します、そのために再エネ導入ポテンシャルの見える化や改正地球温暖化対策推進法に基づく促進区域の指定、再エネ導入の加速化に向けた制度整備を進めるとともに、特定卸供給契約の活用などにより、市内再エネ電力の地産地消に取り組みますとしております。

そこで1点目に、五島市の五島市民電力が特定卸供給契約に基づいて再生可能エネルギーの地産地消を実現しようとしています。本市の北九州パワーが今後果たすべき役割、これをどのように想定しているのか、また、その課題についての見解を伺います。

2点目に、本市は、再生可能エネルギーの弱点である不安定さを是正するために、蓄電システム先進都市を目指しております。本市の洋上風力発電ひびきウインドエナジーの発電能力である22万キロワットを、稼働率を踏まえ、出力制御が8時間行われた場合にその全量を蓄電するために必要な蓄電池の容量は約50万キロワットアワーとなります。大規模蓄電池設置例としては、2016年に運転を開始した九電の豊前蓄電池変電所がありますが、その容量は30万キロワットアワーであります。蓄電システム先進都市を目指す本市にとって、蓄電設備は必要です。

そこで、白島国家石油備蓄基地を蓄電基地へと転換すること、これを国に検討を求めるべきではないでしょうか。今後、浮体式の洋上風力発電がさらに沖合に本格的に展開されることも、前向きな検討要素となるものです。見解を伺います。

次に、環境問題に関連して、企業誘致について伺います。

本市は、バックアップ首都構想の実現に向けた戦略を策定しました。その中で、まずは本市の強みを効果的に発信しながら、企業誘致を推進する主な誘致対象として、本社機能の補完、移転、サプライチェーンの強化、IT開発拠点の分散化、データセンター等を挙げております。

2023年8月、アメリカの不動産投資開発のアジア・パシフィック・ランド、APLグループが、本市に大規模なデータセンターを建設することが明らかになりました。予定地は、若松区の学術研究都市のひびきの小学校に隣接する、本市が整備した事業用地6万2,822平方メートルで、売却価格は20億1,659万円です。

データセンターは、データの蓄積や各種計算、最近ではAIのための演算処理を行うための大きな装置を備えた施設であります。近年では、以前に比べ大型化する傾向にあります。エネルギー消費量も大きくなっています。コンピューター、IT機器の電力消費に加え、それらの機器からの排熱が屋内に籠もらないように冷やして外に出す巨大エアコンの消費エネルギーが大きくなっているためであります。

これらの消費エネルギーの全部か大部分が電力消費であります。使用する電力、これを再生可能エネルギーにすれば、CO₂の排出量はゼロにすることができますが、そうしないと、市全体を大きく超えるCO₂排出量になる可能性があります。

なお、排熱は、再生可能エネルギーを使ったとしても発生をするわけであります。

そこで、伺います。

1点目に、事業者であるAPLグループの着工が迫る中、電気使用量、CO₂排出量、排熱量などの基本データは示されておられません。本市の掲げるグリーン成長戦略の達成のためには欠かせない基本データについて、本市は把握する必要があります。

そもそも、こうした基本情報を明らかにしない建設計画は、計画とは言えません。事業者に対し、電気使用量、CO₂排出量、排熱量などの基本データの提出と公表を求めるべきであります。答弁を求めます。

2点目に、大都市圏以外でのデータセンター立地が困難である中、九州北部が新たなデータセンターハブとして選定されたことから、今後もデータセンターの立地が進むことが予想されます。最近のデータセンター計画は、エネルギー消費量もCO₂排出量も大きく、地球環境への悪影響が懸念され、立地自治体のCO₂排出量が以前の数倍になる可能性もあります。

そこで、事業者に対し、地域開発への本市の関与を定める協定を求めると同時に、環境影響評価の実施が必要です。見解を伺います。

3点目に、データセンターから大量に排出される排熱、これを放出ではなくて、集めて地域熱供給に利用することで、現在の化石燃料による冷房、暖房、給湯を削減する可能性があります。実際に、IEA国際エネルギー機関によれば、データセンターの排熱を近隣のビルや住宅に利用することが増えております。

データセンターが直面する排熱問題は、運営コストや環境負荷に影響を与える大きな課題であります。しかし、先進的な排熱再利用を取り入れることで、効率的なエネルギー活用とコスト削減が可能です。

先進的な排熱再利用について、地域貢献を含めた事業者との協議を行うべきです。見解を伺います。

次に、半導体後工程のASEジャパンの誘致についてです。

半導体工場誘致についても、仮契約から1年が経過をしましたが、周辺住民や市民への影響に関する基本データ、計画は示されておられません。渋滞対策や、PFAS類の汚染水の排水対策など、取るべき対策の計画さえ立てられず、時間だけが経過することに、周辺住民は不安やいら立ちを募らせております。

まずは、この基本データ、計画、使用する化学物質の種類などの公表を事業者に対し求めることが最優先であります。特に、工場内でどのような化学物質が使われるか分からない中で、工場からの排水のチェックは重要な課題となります。

そこで、必ず必要なPFAS類など化学物質による汚染水の排水時の水質検査、これを本市の責任において行うべきであります。答弁を求めます。

次に、城野ゼロ・カーボン先進街区に立地するシティガーデンBONJONOについて伺います。

城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業は、今後の低炭素社会の早期実現に向けて、家庭部門のCO₂排出量を削減することが重要であるため、街区単位でCO₂排出量を大幅に削減したゼロカーボンを目指した先進モデルの姿を具体的に見せることで、市域へ普及し、全国に発信することを目的に、土地区画整理事業として整備をされました。ここに2017年に完成したのが

シティガーデンBONJONOというマンションで、本市から、冷暖房などの効率がよい低炭素建築物に認定をされています。

しかし、このマンションは、パンフレットや設計図では断熱材の厚みが天井で80ミリ、外壁で40ミリとされておりましたが、完成後、調査会社の調べでは厚みが不足しており、断熱性能が不足しているとの指摘があったことが明らかになっております。また、遮音壁にも欠陥があり、台所の排気ダクトの形状などで市の条例基準を満たしていなかったなどの不備も発覚しております。

パンフレットや設計図で非常にレベルの高い断熱性能をうたい、それを信用して購入したけれども実際は違っていたとなれば、購入者も本市もだまされたということではありませんか。こんなことがまかり通れば、市民は何を信じればいいのか分かりません。業者や本市に対する信頼も損なわれるものであります。

なぜパンフレットや設計図と異なった工事が行われたのか、本市には市民の財産を守る立場から、その原因と責任の所在を追及する義務と責任がありますが、見解を伺います。

最後に、公契約条例の制定を求めて質問します。

公共事業の真の発注者、これは税金を負担している住民であります。国及び自治体には、住民から負託を受けた公共事業及び事業費が住民生活に役立つように使われ、高い品質が確保されなければなりません。そのための指導監督が求められると同時に、それは発注者としての責務であります。これらの達成には、作業従事者の報酬や賃金、労働条件を下支えする公契約制度が必要であります。

2024年6月12日に施行された公共工事品質確保促進法、建設業法、入札契約適正化法の3法の改正によるいわゆる第三次担い手3法は、発注者、元請、下請それぞれの対応を求めています。しかし、法施行後も、建設作業従事者不足は深刻な状況であります。

国土交通省では、持続可能な建設産業確立に向けて、法改正後の対応について議論がされております。こうした背景には、設計労務単価が13年連続で上がっても作業従事者の賃金は全産業労働者平均賃金に比べ低い現状があります。建設業では、材料費などを削減できず、材料費が高騰すれば、そのしわ寄せとして作業従事者の賃金に影響をしているのです。

そこで、第三次担い手3法では、建設業を中心とする主な柱として、1、労働者の処遇改善、2、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、3、働き方改革と生産性向上が掲げられておりますが、建設業特有の下請重層構造の中で、法改正を受け、現場作業従事者の処遇改善と賃金の確保のために、今後、本市の契約にどのように反映をされ、どう取り組むのか、見解を伺います。

次に、安全管理費についてであります。

本来、労働者1人の雇用に必要な経費は、労務単価が100%、安全管理費を含む必要経費41%の計141%となりますが、労務単価を基準に必要経費を算出するため、安全管理費等の必

要経費が労務単価に含まれていると元請が誤解をし、下請労働者の賃金が実態よりも低く抑えられている不当行為が問題となっております。

安全管理費は、工事を安全かつスムーズに進めるために欠かせない費用です。現場で働く作業員の安全を確保するためにも、こうした経費が削られることがあってはなりません。見解を伺います。

以上、最初の質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君） まず、大項目1つ目の北九州市地球温暖化対策実行計画について、洋上風力の発電の稼働を踏まえ、火力発電の運転を継続するのか、その位置づけはというお尋ねがございました。

エネルギー政策基本法におきまして、エネルギー政策は国民生活や経済活動の基盤となるものであり、国内外の情勢の変化を踏まえて、エネルギーの安定供給と経済成長、脱炭素社会への円滑な移行については国が主導で方向性を示し、企業等の技術革新や競争力の強化を促しつつ、地方自治体と連携して取り組むこととされております。

国におきましては、第7次エネルギー基本計画におきまして、2040年度の電源構成として、再エネを現状の約2倍となる全体の4から5割を担う主力電源として位置づけ、最大限の導入を図ることといたしました。同時に、火力発電を、現状の約7割から、3割から4割に削減することとし、足元の電力需要を満たしつつ、変動する再エネを補う役割の電源として位置づけたところであります。

こうした再エネ主力電源化の方向性を踏まえ、北九州市におきましても、国内最大級の洋上ウインドファームの建設や、公共施設への太陽光発電の導入など、北九州市の強みであるグリーン産業の発展や積極的な再エネ導入を図っております。

一方、国におきましても、温室効果ガスの排出が少ないLNG火力発電につきましては、移行期の手段として確保しつつ、将来的には水素やアンモニアを活用するなど、技術開発の進展に応じて脱炭素化を進めていくこととしております。この方向性に沿いまして、市内におきましても、民間企業によるLNG基地の能力増強や高効率のLNG火力発電所の建設が進んでおり、地域の脱炭素化の動きが加速をしております。

このように、エネルギー政策は、国の責任の下、方向性が示され、企業の脱炭素と競争力向上を目的とした設備投資や、地方自治体の特性に応じた地域特性に応じた取組により、構造転換が図られるものとされております。北九州市といたしましては、引き続き国の動向を注視しつつ、洋上風力発電や太陽光発電など再エネの主力電源化を進めるとともに、水素やアンモニアの混焼等によるLNG火力発電の低炭素化への移行を支援するなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、大項目2つ目の、環境問題に関する企業誘致につきまして、事業者APLに対して建

設計画段階での電気使用量、CO₂排出量、排熱量などのデータの提出と公表を求めるべきというお尋ね、それから、事業者に対し地域開発への北九州市の関与を定める協定を求めると同時に環境影響評価の実施が必要と考えるかというお尋ね、そして、先進的な排熱再利用について地域貢献を含めた事業者との協議を行うべきかというお尋ねがございました。

北九州市には、自然災害のリスクの低さ、充実した陸海空の物流インフラ、ものづくり企業や環境産業などの集積、豊富な理工系人材、企業活動がしやすい安価な進出コストなど、企業にとって魅力的な多くのポテンシャルがあります。そして、これらの強みを生かし、バックアップ首都構想という大きな旗を掲げつつ、データセンターの誘致などを推進しております。

北九州市とAPLグループとは、北九州学術研究都市にデータセンターを建設するため、令和5年10月に市有地の売買契約を締結いたしました。APLのデータセンターの顧客は、グローバルに展開をする大手企業など、環境経営を実践している企業が多いことから、データセンターの建設運用に当たりましては、できる限りCO₂削減を考慮いたし、施設設計を行っていると考えております。

御提案の、計画段階での電気使用量などのデータの提出公表や環境影響評価の実施等につきましては、企業自身が関係法令に基づき対応し、周辺環境への配慮をしっかりと行うこととされており、北九州市として新たに独自の条件をつけるということは考えておりません。

今後の周辺環境の維持や環境負荷低減等につきましては、国、県、市がそれぞれの役割に尽しまして、関係法令に基づき適切に監視指導を行うこととなります。

次に、排熱の再利用につきましては、周辺地域にもメリットが得られる可能性がありまして、また、CO₂の削減効果もありますことから、サステナブルシティーを目指す北九州市にとって意義あることだと考えております。APLからは、データセンターの詳細設計を進めていく中で、周辺への暖房や給湯などの排熱利用の可能性を検討すると伺っております。北九州市といたしましては、今後、APLからの相談や関係者との調整など、しっかりとサポートをしてまいります。

いずれにしても、今回のデータセンターの建設予定地の近隣には住宅などがあることから、周辺環境への配慮や地元住民の皆様の理解は特に重要であると認識をしております。このため、企業と連携をしつつ、適時、住民説明会を開催するなど、地元住民の皆様の声に丁寧に対応してまいりたいと考えております。

北九州市としましては、進出してこられた企業が地域に定着し、町の誇りとなっていくこと、地域経済を支える企業と地域住民の皆様とが共存するサステナブルシティーを目指し、しっかりと対応していきたいと考えております。以上となります。残りは関係局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）環境問題に関連する企業誘致につきまして、残りの3つの質問に順

次御答弁いたします。

まず1つ目の、再生可能エネルギーの地産地消に向けた北九州パワーが果たすべき役割や課題についてでございます。

再エネの地産地消は、産業構造や人口、エネルギー需給など、地域の実情を踏まえて実施されております。北九州市域は、臨海部を中心に産業集積が進んでおり、エネルギー需要が大きいという特徴を背景にいたしまして、官民合わせて風力発電、太陽光発電、バイオマス発電などの再エネが集積し、政令市第1位の再エネの発電量を有しております。

その豊富な再エネを生かしまして、低炭素エネルギーの地産地消による市内産業の下支えと市内の低炭素化を実現するため、平成27年に北九州パワーを設立いたしました。北九州パワーは、市内のごみ焼却工場のバイオマス発電や太陽光発電などの再エネ発電を活用して、約600の公共施設や約60社の市内企業に対して安価に電力を供給することで、再エネの地産地消を実現しています。

今後、脱炭素化の進展を背景に、企業を含めました地域の再エネ需要の拡大に応えることが課題であり、1つには、北九州響灘洋上ウインドファームをはじめとした新たな市内再エネ供給源の確保、2つ目に、公共施設などへの太陽光発電設備、蓄電池の設置による創エネ、蓄エネの推進、3つ目に、市内再エネ事業者が創出する環境価値の活用などが求められております。

北九州市としては、北九州パワーと連携いたしまして、再エネ活用へのニーズを的確に捉え、確保した市内再エネを着実に地域での活用につなげていくことで、再エネの地産地消を推進してまいりたいと考えております。

次に、洋上風力発電が響灘沖に本格展開することから、白島国家石油備蓄基地を蓄電基地へと転換することを国に求めることへの見解でございます。

国の第7次エネルギー基本計画では、再エネを主力電源と位置づけ、最大限の導入を図ることとしており、天候などにより発電出力が変動する再エネを効率的に活用するためには蓄電池の導入が重要な役割を果たすとされています。このため、国は、蓄電池設置の補助事業を実施し、民間事業者による蓄電池設置を推進しているところであります。

このような中、北九州市において、国内最大級の北九州響灘洋上ウインドファームの運転が今年度中に開始され、さらなる再エネの導入が図られる予定であります。この大規模風力発電におきましても、再エネの発電が多くなる時期に出力制御の対象となることが課題と想定されています。発電した電力を効率的に活用するためには、蓄電池の設置が有効な手段の一つであるものの、その設置には多額の費用を要することとなります。そのため、今回の大規模風力発電の発電事業者は、国等からの相当な支援があったとしても現状では採算性あるいは事業性が見込めないことから、蓄電池を設置しないと判断しています。

一方、国におきましても、民間事業者の資金やノウハウを活用した蓄電池の設置を推進して

いる中、自ら主体となって蓄電事業を実施するとは考えにくい状況でございます。

また、議員御指摘の白島国家石油備蓄基地は、石油の安定供給や災害時における石油供給不足などに備えるために国が所有管理する施設です。その活用については、石油の備蓄の確保等に関する法律に基づき、国が責任を持って判断するものであると認識しております。

これらのことから、北九州市においては、地域の再エネ発電事業者などとの官民連携の下、蓄電池の導入を拡大し、再エネの最大活用に努めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致において、P F A S類など化学物質による汚染水の排水時の水質検査を市の責任において行うべきとの御質問です。

工場等の事業者は、水質汚濁防止法などの関係法令により規制され、操業内容や事業段階などの条件、状況に応じた手続、届出などを行うこととなります。このため、北九州市では、進出事業者から、あらかじめ環境対策に関する情報の提出を受け、施設設置届出や規制基準、規制対象物質の測定義務など、遵守する内容について適宜指導しております。また、操業開始後は、立入り測定などにより、規制基準の適合状況等を確認し、必要に応じて改善等の指導を行います。

さらに、事業者への指導と同時に、継続的に市内各所で環境モニタリングを実施し、規制対象物質の環境中の状況を把握し、必要に応じて原因究明や改善に向けた監視指導を行っております。化学物質の使用、排出に関しても、事業者は、水質汚濁防止法等による排出基準規制やP R T R制度に基づく特定化学物質の排出・移動量の把握と報告義務が課せられ、その結果の公表など、状況に応じた管理、規制を受けることとなります。

なお、お尋ねのP F A S類については、1万種以上の物質があるとされ、そのうち、人の健康などに影響を及ぼす可能性が指摘されているP F O SとP F O Aの2物質については、化学物質審査法により、既に製造、輸入及び使用が原則禁止されており、今後操業を開始する工場において新たに使用されることはなく、排水基準も設定されていません。

このように、事業者は環境法令の遵守を義務づけられ、北九州市としては、法令への適合を監視指導することが重要との考えの下、水質検査など各種指導についても、規制物質の使用や排出の状況を把握し、法令に基づき判断してまいります。

いずれにしても、計画が具体化した時点で事業者から情報の提出を受けるとともに、環境法令遵守などの指導を適切に行ってまいりたいと考えております。私からの答弁は以上です。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）シティガーデンB O N J O N Oについて、なぜパンフレットや施工図と異なる工事が行われたのか、本市にはその原因と責任の所在を追及する義務と責任がある、見解をとの質問にお答えいたします。

城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業は、太陽光発電の導入や断熱性能の高い住宅の建築などを通じて街区全体で脱炭素を目指すまちづくりの取組でございます。この街区の住宅は、長

期優良住宅または低炭素住宅の認定を受けることを要件として整備されております。

議員御指摘の低炭素住宅の認定を受けたマンションでは、一部の所有者から断熱材の厚み不足などについて北九州市に相談があり、事実確認を行ってきたところでございます。具体的には、現地を調査した結果、低炭素住宅の申請内容と現地の施工に一部相違が見られました。その結果を基に、改めて断熱性能を検証したところ、認定基準である断熱性能等級4を満たしていることを確認しているところでございます。

北九州市といたしましては、低炭素住宅の断熱性能は満たしているものの、申請内容と現地の施工に一部相違があることから、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、事業者に対し改めて改善を求めておりまして、適切に対応しているところでございます。これを受け、事業者からは改善案が所有者に提示されていますが、現時点では所有者側の了解は得られていない状況と聞いております。

今後も、事業者と所有者の間で合意がなされ、指摘箇所が改善されるよう、引き続き事業者へ働きかけてまいります。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）技術監理局長。

○技術監理局長（尊田利文君）最後に、公契約条例について2つの質問に順次お答えいたします。

まずは、第三次担い手3法を受けた北九州市の契約への対応についてお答えいたします。

今回改正された第三次担い手3法では、建設業の担い手確保を目的に、現場作業従事者の処遇改善と労務費へのしわ寄せ防止について、民間工事では適切な労務費の基準を設けることや原価割れ契約の禁止などが規定されました。公共工事においては、資材高騰を契約価格に転嫁するスライド条項の適切な活用などの取組の徹底と促進が求められることとなりました。

北九州市としましては、現場作業従事者の処遇改善と賃金確保は、インフラ整備の担い手、地域の守り手であります建設業の持続的な発展のため重要であると認識しており、法改正で求められた措置は既に適切に実施してきたところでございます。

具体的には、適正な金額で事業者が受注できるよう、労務や資材等の最新の実勢単価を適切に予定価格へ反映するとともに、労務費へのしわ寄せを防止するため、工期中の急激な労務費や資材費の高騰に対してスライド条項を活用しています。また、現場で働く一人一人に適切に賃金が行き渡るよう、受注者に対しまして、適切な水準の賃金支払いに努める旨の誓約書の提出を義務づけています。さらに、下請業者への代金支払い状況などを適宜調査するとともに、事業者が抱える取引上のトラブルを相談できる機関の周知を市ホームページで行うなど、労働者の処遇改善と賃金確保に向けた様々な取組を着実に実行しております。

このほか、今回の法改正におきましては、働き方改革や生産性向上の取組も求められており、北九州市においては、週休2日工事やICTを活用した現場管理の効率化などを進めているところでございます。

北九州市としましては、今後とも、国の動向を注視しながら、担い手３法で求められる建設業における担い手確保に努めてまいります。

次に、建設現場で働く労働者の安全管理費についての御質問にお答えいたします。

建設工事の安全かつ円滑な施工を図るため、安全管理に必要な経費を適切に計上することに加え、建設業特有の下請重層構造の中でも現場の労働者に適切な賃金が行き渡ることは重要と認識しております。このため、市発注工事の予定価格を積算する際には、国の積算基準に基づき、安全点検の実施や熱中症対策など安全管理に必要な経費を、労働者の賃金とは別に、適切に計上しているところであります。

この安全管理に必要な経費は、下請において安全管理の対策がなされた場合には、実施した下請に対し支払われるべきものでございます。しかしながら、元請と下請の間においては、認識のずれや、経費に関する意識の共有化が図られず、安全管理に必要な経費が下請に適切に支払われないことがあると指摘されてございます。

このため、国は、元請と下請の間における安全管理の対策についての実施主体の明確化と、それに伴う必要経費区分を明示した確認表を作成しており、今年８月にも改めてこの確認表の活用を建設業者団体に通知してございます。同時に、国から公共発注者の長に対しまして、下請契約及び下請代金支払いの適正化に関する通知といたしまして、この内容が示されたところでございます。北九州市におきましては、この国の通知を受けまして、今年の１０月から、契約時に受注者に配付する文書に、安全管理に必要な経費の適切な支払いに関する内容を盛り込み、その一層の周知を図ることとしています。

今後も、国の動向を注視しながら、下請も含め建設現場で働く労働者の安全管理に必要な経費が適切に支払われるための取組を着実に進め、より安全で高い品質の建設工事の実施に努めてまいります。答弁は全部で以上でございます。

○副議長（村上直樹君）４４番 山内議員。

○４４番（山内涼成君）ありがとうございます。順不同になりますけれども、第２質問を行います。

まず、公契約条例、この制定を求めた内容について伺います。

安全経費について答弁がございました。こうした経費は、労務単価とは別に、全ての労働者が受け取るべき経費であります。例えば、夏場の屋外での作業で熱中症回避のために、作業監督者に休憩などが義務づけられておりますけれども、最近では扇風機つきの作業着などが大変普及をしておりますが、これは３万円から４万円すると聞いております。まさに安全経費というのはこういう部分に対応するものであります。これは徹底した指導を要望するものであります。認識のずれというようなことでは済まされない問題であります。作業員の命に関わる問題ですから、ここは現場の検証を徹底してやっていただきたいと思います。これは要望しておきます。

それからもう一点、建設業の退職金共済制度、いわゆる建退共についてであります。

これは、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては建設業の振興と発展に役立てることを狙いとしております。建設業の事業主、これが共済契約者となって、建設現場で働く労働者に働いた日数に応じて共済証紙が支給され、その労働者が働くことを辞めたときに退職金として支払われるというものであります。労働者がどの現場で働いても、その先々でこの共済証書はもらえます。建設業で働いた日数は全部通算できるようになっております。

しかし、福岡県建設労働組合の取り組んでいる公共工事現場調査によりますと、この証紙を貼る手帳を所持している者がいないなどを理由にして、または、手帳所持者の確認すらされずに、辞退届が強要されている、こうした事例が多く、建退共の加入促進がなされていない現場が少なくありません。この実態についての見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）技術監理局長。

○技術監理局長（尊田利文君）建退共の加入者の減少というところでございますけれども、議員御指摘のとおり、建設業で働く方にとっての大切な制度でございまして、その運用におきましては必ず、私どもとしましては、まず下請業者加入をちゃんと促進、通知してございます。その中で、加入されない方、その方につきましては、要するに別の退職金制度を活用しているということを確認してございます。それにつきましても、実際の退職金制度の規約の写しであったりそれ以外の加入の証明書の写しを提出させていただくということでもって、実態を伴った運用ということでやらせていただいているところでございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）別の保険に入っているということの辞退の理由については、これは別といっても中退共ぐらいしかないんですよ。そこに入っている、いないのところがまず確認をされていない。今でもこの辞退届というのは半数以上あると伺っております。これは実は10年前と傾向が変わっていないんですよ。同じ質問を10年前に我が党の田中議員が行いましたけれども、このときの割合と全く変わっていないということなんです。

これをなぜしつこく言うかといいますと、変わらない実態を何とか変えたい。これが今度の担い手3法によって国も真剣に動き出しているよということが一つのタイミングだと思うんですよ。通知はしていると言いますが、それから一步踏み込んだ実効性のある対策が必要であります。ぜひ捉まえていただきたいと思います。

それからもう一つ、建設業における問題の背景として、13年連続で大きく上がった設計労務単価、これに対して現場で働く労働者の賃金は非常に小幅な賃上げにとどまっているということが背景としてあるわけでありまして。これは、物価の上昇分や資材の高騰分も含めて元請には契約として支払われているのに、建設業特有の重層請負構造によって、現場作業員まで反映されないという実態があるわけでありまして。これはある意味、搾取されているということであり

ます。

今度の担い手3法の改正は、こうした現状を是正するための法改正であります。しかし、この法律が本市の公契約に十分反映されなければ意味がありません。

そこで、国は各都道府県に建設Gメンを配置するということを予定して、法改正趣旨に沿った運用に向け現場調査を実施するとしています。しかし、この建設Gメンでありますけれども、全国で135人にとどまっており、十分な確認を取れる体制とはまだまだ言えません。

本市独自の現場調査の体制、これを整えるべきではありませんか、伺います。

○副議長（村上直樹君）技術監理局長。

○技術監理局長（尊田利文君）ただいま今回の法改正に伴っての取組の一環である建設Gメンのお尋ねでございます。

今回、法改正によりまして、下請の方も含めまして、いわゆる適正な労務費の基準というものがこれから定められると、国の中央審議会で定められる。その基準は何かといいますと、それを著しく下回った場合は適正な契約でないという一つの目安になると聞いてございます。その目安を下回ったものに対しての取締りということがこの建設Gメンでございましてけれども、今回この国の目安につきましてはホームページ等で勧告されると聞いてございまして、それに基づきまして広く建設業の方に周知されていくと思っております。

私どもとしましては、そういった不適切な事例が私どものほうに情報として入ったりした場合におきましては、この建設Gメンの情報提供システムの仕組みがございまして、そちらにお伝えするというところでまずは対応していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）こうした建設Gメンを配置するというような国の方針ですけれども、やはりこういう下請重層構造の中で、末端で働く労働者に反映をされていないという実態が背景にあるものであります。国も真剣に動き出したというのが今回の法改正でありますから、ぜひこれを補完するという上でも、意味を踏まえて、現場で働く労働者の処遇改善を図るためにも、公契約条例、これが必要であるということを求めるものであります。

次に、シティガーデンBONJONOについて伺います。

この最大の問題点は、過大な高品質をうたったパンフレットや設計図と異なる工事が行われていたということです。また、本市も、冷暖房などの効率がいい低炭素建築物にこれを認定し、そして、この建物に結果としてお墨つきを与えることになったというものであります。住宅メーカーや北九州市を信頼して、人生最大の買物をしているわけであります。

まず、本市は何を基準に業者を評価し選定したのか、伺います。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）シティガーデンBONJONOで事業を行う業者を選定した理由というお尋ねだということになりますと、事業者は土地を取得、区画整理でまず街区を形成

しまして、そこで出た保留地を処分するっていう中で、公募により業者が選定されたものと認識しております。その業者がBONJONOで住宅建設を行う際には、まちづくり協定ということで、我々市とその事業者間でまちづくり協定を結び、その中で、建設する住宅につきましては、先ほども申しましたように、長期優良住宅であるとか低炭素住宅であるとかという認定を受けるというのを条件に付しているところでございます。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）裏切られた購入者、これは先進街区というくらいだから、断熱性能や遮音性能、これも当然先進的な技術によって、当時の基準を大きく上回っていると考えていたと思います。ところが、本市は、パンフレットや設計図での断熱材の厚みが不足し、遮音壁にも欠陥がある完成後のマンション、これを、再検査の結果として、当時の基準を満たしているの
で問題ないという判断をしたわけであります。

現在の基準は、当時の最高基準よりも2段階も3段階も上のレベルが存在をしております。本来、先進街区とはこういうレベルを想定したものではないですか。

設計した会社は、少なくとも当時の水準を満たすだけという設計はしていないと思いますが、どのようなレベルを想定していたのでしょうか。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）当時の最先端って言われていたものが、今答弁にも出ましたが、断熱等級4っていうところが当時の最先端というところで、今議員御指摘があったように、今の現時点での断熱性能等級4というのはだんだん一般的になってきている状況のものでございます。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）当時の先進的レベルというのは、へ理屈なんですよ。今の等級4というのは2025年には標準モデルになるということは想定されとったわけですよ。だから、先進的、新しく進んでいることを指すんですよ。最新の技術や考え方を示すものであります。だから、先進的、先進街区というものは何を求めて市民が購入をしたのかというところに深く重点を置く必要があると思います。

市は、パンフレットどおりの設計図になっているか、この設計図の確認はしていますよね。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）この住宅に限らず、低炭素認定の認定を受けようとする場合は、事業者から計画書というものが出されます。その中で、いろいろな必要な書類であったりとか図面、書類、データであったりとかというのを提出していただいて技術審査をするということになります。この中で求められる資料として、パンフレットというものは入っておりませんで、実際この件に限らず、パンフレットというのは住宅メーカーさんがお客様に販売するためのツールとして使うものであって、その辺を我々行政が確認するということはございません。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）設計図は確認していますか。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）当然、計画書の中に設計図というものは入っております。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）ということは、設計図どおりの施工が行われていなかったということになりますよね。設計会社の信用にも関わってくる問題であります。

市が関わる計画それからプロジェクトには、工事の過程や完成後の専門家による検証、これが絶対に必要です。市は第三者と考えていますか。

○副議長（村上直樹君）都市戦略局長。

○都市戦略局長（小野勝也君）この城野の事業を推進したのは、確かに市が推進した事業でございます。一方で、低炭素認定を認定するという行為は、いわゆる確認審査機関っていう、確認申請とかやる部署がやっているところなんですけど、ここは、出されたものが法に適合しているかっていうところを客観的に判断して審査するというところでやっております、そこで不備があるということで、今我々としては業者に対して改善を求めているというところであります。

第三者的っていうふうには、一応認定をしたという行為をやっていますので、決してそういう思いは持っておりません。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）今の局長の答弁は大変重要であります。第三者として見るのではなくて、やはり市民の財産を守るという立場に立って市民の側についていただきたいなと思って、ここは強く要望をしておきます。

次に、地球温暖化についてであります。

日本は、C O P 28で4回連続で化石賞を受賞しております。その理由は、気候変動対策として脱化石燃料が叫ばれる中で、日本はその取組に消極的であるからだといいます。日本政府は、火力発電所で化石燃料に水素やアンモニアを混ぜて温室効果ガスの排出量を削減し、石炭火力の発電比率を上げていく方針、先ほど市長も答弁されましたけれども、それでは不十分だと国際社会は言っているわけであります。

また、C O P 27での受賞理由では、日本が化石燃料に対する世界最大の公的資金を拠出して国であるということも指摘をされております。報告書では、日本は2019年から2021年までの3年間で、この化石燃料に対して4兆7,700億円の公的資金を拠出、これは2位を大きく引き離して世界最大となっております。

化石賞という不名誉な賞には、気候変動への取組を批判する意図がありますが、同時に、改善への期待も込められているわけであります。環境首都を標ぼうする本市は、化石燃料による

火力発電をやめてこそ再生可能エネルギーへの転換が図れるものであります。これについての見解を伺います。

○副議長（村上直樹君）環境局長。

○環境局長（木下孝則君）先ほど御答弁申し上げたとおり、再生可能エネルギーの推進といったところは本市として積極的に進めていきたいと考えております。

先ほど、国全体のエネルギーのことについて、エネルギー政策基本法に基づく基本計画が今年度策定されたというところもお話しいたしましたがけれども、国全体のエネルギーということにおきましては、まず安全性でありますとか安定供給、そういったところも非常に重要なわけであります。そういったことを勘案して、環境性能のアップといったところと安定供給といったところを内外情勢も含めまして計画立てていくという中で国が示しているものだと思います。

アンモニアの混焼、技術の進展に伴って、火力発電においても脱炭素化の流れは進んでいくわけであります。技術の進展と構造転換というものが再生可能エネルギーの導入については図られていくものだと考えております。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）そんないつになるか分からんような施策を待つとる時間はないですよっていうことが大きな問題の一つなんであります。

地産地消に移ります。

洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーを地元で使うというのが理想であります。そのために蓄電設備を整備し、電力を市民や企業に安定供給できるようにしなければなりません。そのことによって、意識の高い企業にとっては、これは魅力的な都市ということになるわけであります。

そこで、本市が企業誘致したA P Lグループの大規模なデータセンターについて伺います。

データセンターは、第1質問で説明をしたとおり、大きな電力、これを消費するので、CO₂を排出させないためには、全て再生可能エネルギーを使う必要があります。データセンターへの再生可能エネルギーの供給はどのように行われることになっておりますか。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）お尋ねのデータセンターへの電力供給ですけど、企業からは、できるだけ少しでも多く再エネを使いたいというふうに検討はしていると聞いていますけど、どこまで調達できるか、コストの面もございますでしょうから、そこは今企業のほうで検討されていると聞いております。以上です。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）だから、環境影響評価が必要だということなんです。どれぐらいこの企業はCO₂を排出するのか、このデータに基づいて対策を取ることが必要じゃないでしょう

か。

私たち、本市の実行計画がなければこんなこと言いません。だけども、実行計画には、2050年度には排出ゼロにするんだっていう計画があるわけでしょ。そうすると、やはり把握する必要があるということなんですよ。

実際、データセンターは2023年に誘致がされているわけですけども、この時点での協議はされたのでしょうか。

○副議長（村上直樹君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）その時点でCO₂の削減ということは特段しておりませんが、法に基づいてきちんとしていただくということが前提でございます。以上です。

○副議長（村上直樹君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）排熱利用も、先ほど小宮議員が言われたとおり、温水プールとかというのにも排熱利用されている事例もあるんです。こういうことをしっかり業者と話しながら進めていく、そうしないと、企業誘致の戦略がないというふうに取りられるわけでありますから、実にこの辺をしっかりと議論していただきたいとお願いして、終わります。

○副議長（村上直樹君）ここでしばらく休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時30分休憩

午後1時30分再開

○副議長（村上直樹君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。34番 森議員。

○34番（森結実子君）皆様こんにちは。市民とともに北九州の元気もりもり森結実子でございます。いつもお世話になりましてありがとうございます。

初めに、市立医療センターについて伺います。

令和6年11月1日から始まった市立病院等の医療提供体制のあり方に関する検討会は、12月24日、令和7年4月14日、6月23日と回を重ね、8月8日にこの会の一区切りとなる5回目が終了いたしました。私は、日程が合った3回の傍聴をして疑問に感じたことなどを質問させていただきたいと思っております。

この検討会の検討事項の一つは、医療センターの建て替えに関する事項とされており、主に医療センターの建て替えを視野に入れた検討会として発足したと承知しております。医療センターの建物は既に建築から30年以上が経過しているため、老朽化により、エアコンからの風がカビ臭いので何とかしてほしいなどの御意見も多くいただくようになり、がんやそのほかの病気の治療により免疫が落ちている患者さんにとっては不安を感じる施設となってしまうとおります。また、手術支援ロボットなど大型の高度医療機器の需要が高まる中、手術室の増室やスペースの拡大にも対応する必要がある状況です。

医療センターは、地域がん診療連携拠点病院やがんゲノム医療連携病院や非血縁者間骨髄採

取施設などにも認定されており、この地域では、高度な治療が必要ながん患者さんの希望であります。また、新興感染症や再興感染症が大流行をすれば、第二種感染症指定医療機関としても大きな役割を担うことに加え、災害拠点病院としての指定もあり、地域にとって重要な役目をたくさん担っていただいている病院であります。

私は、初当選より一貫して、一日も早い建て替えを望んでまいりましたが、常に当局は、経営状況が安定して黒字化をすることが建て替えの第一条件とおっしゃっていました。このような中、黒字化する前にこのような検討会を発足してくださったことは感謝しかありません。

もちろん、建て替えとなれば、どのような診療科を持つ病院にするのか、病床数はどれぐらいが適切か、今の場所で建て替えるのか、ほかの場所を検討するのかなど、周辺の医療機関との協議や県が行う医療政策と歩調を合わせる必要があり、簡単なものではないことは十分承知の上で質問をさせていただきます。

まず、検討会は、医療センターの建て替えの検討を一つの目的として発足したはずですが、最後の回になって、構成員の御意見伺いとなり、少々会として重要度が低くなったような気がいたしました。構成員の先生方も、御意見伺いなのかと戸惑われていらっしゃいました。この会の構成員には、医療センターからはもちろん、北九州の医師会、小倉医師会からも会長が、九大からは名誉教授はじめ複数の教授が、慶應義塾大学院の教授や民間医療グループの理事など、名高い先生方が名を連ねていらっしゃって、最後の回でいきなり御意見に格下げされてしまっては失礼な印象を抱きました。

そこで、この検討会をどのようなものとして位置づけており、検討会における議論の内容についてどのようにこれからの議論につなげていくつもりなのか、見解を伺います。

また、今後も様々な検討が必要と考えられますが、このような外部有識者をお招きして何回ぐらいどのような検討会を重ねて、おおよそ何年後に建て替えが実施されるのかなど、今後の計画を教えてください。

次に、保育園の園庭の遮光ネット等の助成について伺います。

先月、市内の保育所型認定こども園にて一日保育士体験をさせていただきました。3歳児のクラスに入れていただきましたが、子供に恵まれなかった私には、子供の元気さ、かわいらしさにわくわくした時間でした。その中でも、保育士さんのきめ細かな気配りや指導、安全確認など、後ろにも目がついているのではないかと思うくらいのすばらしい働きに感動をしておりました。

その日も大変暑い一日でしたが、午前中に外で水遊びをしていました。猛暑のため、長い時間は外での水遊びはできませんでしたが、私は着替えの手伝いをしながら、楽しかったと聞くと、もっと遊びたかったという子供が多くいることに気づきました。その後、園長先生とお話をしている中で、遮光のネットが設置できればもう少し長い時間遊ぶことができるのだけど、今年は市が遮光ネットの設置の助成をしてくれるので応募してみようと思うのよというお話を

伺いました。

子供の発達のために、外遊びは大変重要であります。五感を刺激したり、創造力や発想力を育み、知能の発達に大きく関わります。また、コミュニケーション能力の向上やストレスの軽減にもつながります。このように、外遊びは心身のあらゆる側面によい影響をもたらします。近年は暑い期間が長くなっていますが、子供たちには安全に外遊びを行っていただきたいと考えております。

そこで、伺います。

市には遮光ネットの助成の予算を多く確保していただき、早急に遮光ネットを望む全園に助成ができるようお考えいただきたいと考えておりますが、見解を伺います。

最後に、障害者に対する持続的なサービスの提供について伺います。

最近、障害者をお持ちの御家族から、今まで受けられていたサービスが受けられなくなってしまったとの御相談を多くいただくようになりました。ケースごとに市にも御対応いただいておりますが、この先もサービスを受けられない障害者の方が増えるのではと大変危惧しております。サービスの需要に対してケアに当たる人が少ないことで、サービスが受けられない事象が増えていると思われませんが、早急にサービスを提供してくださる方を増やす必要があるのではないのでしょうか。

例えば、ダウン症の方の平均寿命は、1970年頃までは10歳くらいでしたが、最近では60歳くらいと言われています。これは医学の進歩によるもので、大変素晴らしいことだと考えておりますが、ダウン症の方が60歳になる頃には保護者の方は後期高齢者となっているため、今まで以上に、障害がある方のケアを外部の事業者などをお願いをする必要が出てきます。そうすると、サービスを提供する人がいないということで片づけられない、障害がある方の基本的人権さえ守られなくなるのではと心配をしております。

全国的に人口が減り、特に働く世代が減少傾向にある日本において、どの業界でも人材確保は大きな課題であると思います。

そこで、2点お伺いします。

本市において、現在、障害者にサービスを提供する人員は足りているのか、調査検討等を行っているのか、お伺いします。

2点目に、今後も障害者の方に持続的なサービスを提供するためにどのような対策を講じる必要があると考えているのか、見解を伺います。

以上で私の第1質問を終わりとさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目3つ目の、障害者に対する持続的なサービスの提供について、障害者にサービスする提供の人員は足りているのか、そして調査検討、また、持続的なサービス提供のためにどのような対策を講じるのかといったお尋ねがございました。

誰もが安心して暮らせる安らぐ町の実現のため、障害福祉サービスの持続可能で安定的な提供が必要であり、その担い手を確保することは重要な政策課題であると認識をしております。

障害福祉サービスを提供する人材の状況につきましては、厚生労働省の調査によりますと、平成18年から令和3年までの15年間で利用者数が3倍以上に伸びている一方、職員数の伸びは約2倍にとどまっており、その差は大きく広がっております。

北九州市の状況といたしましては、令和7年6月での市内のハローワークにおける有効求人倍率1.03倍に対しまして、介護サービス職では3.65倍となっております。介護・福祉分野での人手不足が顕著となっております。また、令和6年5月に北九州市が行いました居宅介護事業所等への調査では、1つに、サービスの提供ができなかった経験がある事業所のうち、その理由が人材不足に起因する割合が6割を占め、そして2つ目に、人材不足の理由としては、賃金面や休暇の取りにくさが6割超であるということなど、厳しい状況が示されたところであります。そのほかにも、障害特性等に対するコミュニケーションやニーズへの対応の難しさも挙げられているところでございます。

このような調査結果から、北九州市としましては、賃金処遇面や労働環境に起因する人材不足、障害特性等に対応できる人材育成が課題であると認識をしております。

このため、賃金等処遇面につきましては、従事者の賃金が公定価格のサービス報酬を原資としますことから、これまで国に対して、人材の確保育成、定着に係る財政措置や処遇改善等の措置を講じるよう、市長会などを通じまして国に対して要望を行ってまいりました。また、業務負担の軽減や労働環境の改善を推進し、人材の定着確保につなげるということのため、令和2年度から、職員間の情報共有や事務補助用のICT機器、見守りセンサーや移乗用のロボットなどを導入する事業者の皆様に経費補助を開始いたしまして、令和6年度までに63件の補助を実施したところでございます。

このほかにも、昨年10月からは、企業と連携をいたしまして、介護に関心がある方を配膳などのお手伝いを求める事業所とマッチングをするネットサービス、スケッターの活用も始めたところでございます。現在、このサービスには、障害サービス事業所も含め45の事業所の皆様が登録をしており、今後も登録事業所の拡大に向け、周知を図っていきたいと考えております。

また、人材育成では、ICT等の効果的な活用のほか、強度行動障害支援者向けの高度で専門的な研修を実施するという事など、直接支援を行う従事者の育成も進めているところでございます。

今後とも、障害者の方が持続的、安定的に障害福祉サービスが受けられるよう、引き続き国に働きかけを行うとともに、事業者の皆様などの声を伺いながら取組を進めてまいります。以上でございます。残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）大きな項目1つ目の市立医療センターにつきまして、市立病院等の医療提供体制の在り方に関する検討会の位置づけと、その議論をどのようにこれからの議論につなげていくのか、また、今後も外部有識者を招いた検討会を開催し、建て替えに向けて、何年後に建て替えされるのかなどの今後の計画について、この御質問にまとめてお答えいたします。

市立医療センターは、感染症医療や周産期医療といった政策医療を担うとともに、がん診療等において高度先進的な医療を提供するなど、長年にわたり市民の安全・安心な暮らしを医療の面から支えてきました。そのような中、本館の建築から34年が経過し、施設や設備の老朽化が進んでいることなどから、令和6年度から令和10年度を期間とします北九州市立病院機構第2期中期目標におきまして、今後担うべき市立病院の役割や機能について、将来の人口減少や少子・高齢化のさらなる進展といった医療需要の変化を踏まえつつ、建て替えを含め広く検討することと定めております。

この方針の下、令和6年11月に、有識者から御意見を聴取するため、医師会関係者や大学教授のほか、民間の視点を取り入れるために、病院経営の専門家などを構成員とする市立病院等の医療提供体制のあり方に関する検討会を立ち上げたところでございます。これまでに5回の検討会を開催しまして、本市の政策医療、市立医療センターの機能、施設設備における現状と課題について御説明をし、将来的な医療センターの必要性、また、求められる役割と機能、施設設備の老朽化対策の手法につきまして、専門的立場から御意見をいただきました。

その中で、市立医療センターにつきまして、これまでも担ってきました政策医療や高度ながん医療を市民に提供することは将来的にも必要であるとした上で、1つには、将来の医療需要の減少、医療人材の確保や近隣病院との役割分担等を考慮し、全体的にスリム化すべきである、2つ目に、老朽化対策等を進めるに当たっては、工法により、工期の長短や建設費用など、メリット、デメリットが異なる、3つ目に、高齢患者の多くが抱える並存疾患への対応や、がん患者と非がん患者の入院割合の将来的な変化が重要なポイントになるなどの御意見をいただいたところでございます。

これにより、北九州市としましては、今般の検討会の目的はおおむね達成したものと考えておりまして、次回からは、小児救急を含む救急医療体制についての御意見をいただくこととしております。貴重な御意見をいただいた構成員の皆様にはお礼を申し上げたいと思っております。

現時点では、在り方検討会の御意見を集約し整理をしている段階でありまして、今後、市において、検討会でいただいた御意見に加え、まだ議論されていない要素も含めまして、幅広く検討を行っていく予定でございます。

また、市立病院機構の経営状況は、人件費の上昇や物価高騰などの影響により2年連続の赤字になるなど、全国の公立病院と同様に非常に厳しい状況にあることも勘案する必要がございます。

ます。これらを踏まえ、市立医療センターが将来にわたり質の高い医療を安定的に提供し、市民ニーズに応えていけるよう、当面必要な老朽化対策は行いつつ、市立病院機構とも協議を行いながら、中期目標に沿って検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 最後に、保育園などの園庭の遮光ネットなどの助成について、遮光ネットの助成予算の確保に関する御質問につきましてお答えさせていただきます。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う大変重要な時期であり、この時期における様々な経験は、子供たちが人生を自分らしく力強く生きていくための土台となるものであります。保育所や幼稚園の園庭における遊びや体験活動は、屋外の開放感の中で体を動かし、草木や昆虫などの身近な自然と触れ合うことを通じ、体力の向上や、想像力、好奇心の醸成等に寄与するものであり、子供が健やかに成長するために大切なものと考えております。

一方で、近年は、熱中症警戒アラートが毎日のように発出されるなど、夏場の暑さが非常に厳しくなっております。保育所や幼稚園などの各施設では、様々な工夫が行われているものの、直射日光のある場所では活動がままならない状況が続いております。

北九州市では、こうした状況や現場からの切実な御要望を踏まえまして、子供の安全な外遊び環境を確保するために、今年度から、遮光ネットなど園庭において日射を遮る設備への支援を開始したところでございます。1年目となる今年度は10施設を選定しており、設置を完了した施設からは、日よけのある場所では気温が約4度低くなったであるとか、日陰で座ってゆっくり遊べるようになったなど、効果を実感するお声をいただいております。

ほかにも多くの施設から支援を望む声が寄せられておりまして、また、今後も猛暑が続くことが予想されることから、施設への聞き取り等によって、今年度の事業効果を丁寧に確認した上で対応を検討してまいりたいと考えております。

保育所や幼稚園などは、乳幼児期の子供たちが人生の基礎を形づくる大切な場所でありま。す。今後も、こどもまんなかc i t yの実現に向けまして、現場のお声を丁寧に聞きしなから、子供の育ちにとってよりよい環境の整備に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 34番 森議員。

○34番（森結実子君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

順不同になりますが、遮光ネットについてまず初めに意見をさせていただきたいと思ひます。

私は今、保育園という話で持ってきたんですが、今年は幼稚園にもしていただいております。たまたま昨日ちょっと幼稚園の先生とお話をして、設置をした園からなんですが、専門家にちゃんと測ってもらったら、最大でひなたと日陰では10度違ったっていうお話がありまして、大変有効であると私も考えております。来年はぜひたくさん予算をゲットして、保育園

にも幼稚園にも遮光ネットをぜひ、望む園には全て出せるぐらい頑張っていたきたいと。子どもまんなかcityでございますので、ぜひその辺は力を発揮していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

次に、障害者に対する持続的なサービスですが、もちろんヘルパーさんは公定価格でありますので、そこに何かということは無理であろうと私も考えてはありましたが、もちろんどの業種でも今人がいないわけですが、この方々は人の助けがないと御飯が食べれない、お外に行けないとか、本当に人としての最低限のことさえできない方々がたくさんいらっしゃるわけですね。私としては、ここはとても緊急性が高いと思っています。

それで、いろいろと市長会を通じて御要望を出していただいたりとかしているんですが、例えば、産業経済局が行っている企業型奨学金返還支援補助金とかそういうのを各事業所さんに宣伝をしていただいて、こういう制度がありますよ、北九州で働くと奨学金の返済が楽になりますよとか、それは全ての業種に係る話ではありますが、縦割りではなくて、いろんな局でしている政策を基に、たくさんヘルパーさんに来ていただいて、今回は障害者の方限定で私質問していますけれども、これから高齢者の方も増えてまいりますので、ヘルパーさんとかは物すごく需要が高くなってくると思いますので、それに見合うだけの人員がそろえられるように、市でも新たな、本人に対して、これは北九州でヘルパーやりたいなと思えるような施策を打ち出していきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

次に、医療センターであります。

医療センターですが、本当に検討会をしていただいてありがとうございます。いろんな先生がいろんな意見を出していらっしゃるのを聞いて、私も大変勉強になりました。民間の医療機関にとって、公立病院の建て替えというのは命取りになるかもしれないという、そういう御発言が一回どこかの回でありまして、それほど私たちは今重要なことを議論しているんだという、物すごく緊迫感とかそういうものを感じて、周りの医療機関と一緒に北九州の医療を向上させていくってことを考えていかなければいけないんだと、本当に大変勉強になった検討会でありました。

その検討会の中で、医療センターは災害支援病院の指定も受けているんですが、その検討会の中で、本当に災害が来たら使い物にならないというような、少し言い回しとしては乱暴ですが、多分、浸水とかになったら電源が地下にあるので電源が確保できないというお話だと思うんですが、ほかの委員の先生も、使い物にならないって、皆さん、ええっていう感じだったので、今この先、来年再来年に新しい病院ができるわけではありませんで、電源に関してはそこを早急に、浸水しても電源が確保できるようなそういう措置を取っていただけないでしょうか、見解を聞かせてください。

○副議長（村上直樹君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）市立医療センターは、検討会の中でも災害対応というところは

やはり御意見を様々いただきました。災害拠点病院ということで、実際に災害になったときに公立病院、市立病院として役割が果たせるような体制が必要だということはあると思います。

お尋ねの非常用電源なんですけれども、市立医療センターの非常用電源は確かに本館の地下1階に配置されておりまして、大規模な河川氾濫等で浸水した場合は電源喪失のリスクがあるというところがございます。そのため、大雨などの際には、止水板の設置ですとか、あと排水ポンプの対応を行うことで、地下への浸水の発生を防いでいるというところがございます。実際に対処はできる状態ではあるんですけれども、近年は想定外の災害が頻発しているということもありますので、やはり予定していることがきちんに行えるかなど注意が必要ではないかと思っております。

いずれにしても、早急な対応が必要とまでは今は考えていないんですけれども、十分注意する必要があると考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）34番 森議員。

○34番（森結実子君）ありがとうございます。

本庁舎も1,000年に一度の大雨が降れば1メートルぐらい浸水するというびっくりするような話をこの間補正予算のとき聞きまして、あした起こるかもしれないんですね。この間の線状降水帯のようなものがあした来るかもしれない、あさって来るかもしれないというときに、あそこにたくさんいらっしゃる入院患者さんというのは、市内でもかなり特別な治療とか高度な医療を必要となさっている患者さんもたくさんいらっしゃいますし、そこが電源を失われるとなると多くの人命に関係することだと思っておりますので、この先、来年再来年にじゃあ新しい病院着工しますというのでなければ、私としては本当に早急に、そこは止水板とポンプだけではなくて、きちんと壁とかで覆うとか、できる限りのことをしていただかないと、災害拠点病院として大変心細い思いがしております。多分、近隣に住んでいらっしゃる方とか近隣でお仕事をされていらっしゃる方も、何か例えばそういう大雨が降った、台風が来た、地震が来たってときに駆け込む可能性のある大きな建物だと思っておりますので、そこは十二分に措置をしていただきたいと思います。

それで、検討会の中に、機構の病院の方のお話で、まだ1社しか見積りは取っていないけれども、現地建て替えと移転建て替えでは6%しか価格が変わらないと、現地建て替えでも6%しか上がらないっていう話の先に、その言葉の外には、だから一刻も早く建て替えたいというようなお気持ちが私はひしひしと感じられて、公立病院は今ほとんど日本国中ほぼ全ての公立病院が赤字になっています。それは民間の医療機関が敬遠している不採算部門、例えば救急医療とか小児医療など、そういう役割を持っているからなんですね。それは絶対必要なものでありますし、それは民間でできないのであれば、公である私たちがしなければいけないところだと思っているんですね。

また、今、診療報酬が上がらないのに物価とか人件費が上がっていたりとか、医薬品とか医療材料の仕入れ費用とか光熱費が上がってきていて、もうそれは黒字になるのは本当に大変だよねってような状況が多分今公立病院どこでも起きていると思います。これは私の本当に希望ですが、八幡病院も新しくしたからってすごく収益が上がるわけではないんですが、八幡は難病の子供たちにとっては本当にとりでなんですね。

そういう本当に大きな役割を担うのが公立病院だと思っておりますので、黒字にこだわらずに、早急にいろんな検討会をしていただいて、建て替えを検討していただきたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。31番 森本議員。

○31番（森本由美君） 皆さんこんにちは。市民とともに北九州の森本由美でございます。

傍聴にお越しの皆さん、中継を御覧の皆さん、ありがとうございます。

今年は記録的な猛暑で、9月に入っても暑い日が続いております。体調を崩されている方もいらっしゃると思います。私もばてしておりますけれども、気持ちを強く持って議会に臨んでいきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず初めに、ジェンダー平等社会の実現について伺います。

初めに、ジェンダー平等をさらに進めるための体制強化について伺います。

本市は、2002年3月に制定した北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例を踏まえて北九州市男女共同参画基本計画を策定し、女性の社会進出等の促進や、ドメスティックバイオレンス相談支援体制の強化、また、北九州市立男女共同参画センタームーブでの啓発など、ジェンダー平等の実現を目指し、様々な事業を実施してきました。

本市のジェンダー平等の達成状況については、2022年の市の男女共同参画社会に関する市民意識調査によると、夫は外で働き妻は家庭を守るべきという考え方に否定的な市民の割合は77.8%に達し、女性が職業を持つことの考え方については、ずっと職業を持っていたほうがよいと考える女性が初めて5割を超えました。また、男性が育児休業を取得することを8割以上が肯定的に考えているなど、一定の成果を上げていますが、課題も残っています。

まず、社会全体で男女平等が達成されていると感じる市民は10.7%にとどまっており、全国平均と比較しても低い水準で、特に女性の割合が低い傾向にあります。また、25歳から44歳の女性の就業率は増加傾向にあるものの、全国平均を下回っており、20政令市中13位にとどまっています。さらに、市職員の男性育児休業取得率は2024年度実績で80.6%と進んでいる一方、民間企業では2022年度実績で36.3%にとどまっており、職場環境の整備が課題となっています。配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知度も低く、被害に遭った際にどこにも相談しなかったと回答した人が約5割となっています。

北九州市では、性別役割分担の意識面で進展が見られるものの、社会全体での男女平等達成

感や女性の就業率といった具体的な指標においては課題が残っていると言えます。この調査結果も踏まえ、市は2024年8月に第5次北九州市男女共同参画基本計画を策定しました。

そこで、伺います。

1点目に、第5次北九州市男女共同参画基本計画の中に、本市における女性議員数や比率のデータや現状の説明がありません。

そこで、女性の政治参画について現在どのように考えているのか、見解を伺います。

2点目に、2025年の通常国会において、男女共同参画社会基本法の一部が改正され、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策として、連携及び協働の促進、人材の確保等が追加されるとともに、地方公共団体が関係者相互間の連携と協働を促進するための拠点となる男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に努めること、また、2026年4月に新設される独立行政法人男女共同参画機構、旧独立行政法人国立女性教育会館は、各地の男女共同参画センターを支援する中核的な機関としての役割を果たすこと等が規定をされました。

本市では、1995年に北九州市立女性センター、2002年に北九州市立男女共同参画センターに改称、が開所し、今年で30周年を迎えており、男女共同参画推進条例の中で男女共同参画を推進する拠点施設としても位置づけられています。この北九州市立男女共同参画センターの指定管理者が公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラムですが、今後、国のジェンダー施策を実施する男女共同参画機構などと連携協働を図っていくとともに、ジェンダー平等施策を推進する際の市政の課題等を調査研究し提言するシンクタンク機能を果たすため、フォーラムに専任の研究員を再度配置すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、日本人の人口減少と女性の流出超過について伺います。

本市は、全国的な人口減少の流れに加え、市外への転出超過が続いており、2024年の女性の市外流出者数は男性の2倍以上となっています。全体的な転出超過の中でも、特に若年層、20歳から29歳の女性の転出が目立っています。進学や就職を機に市外へ転出するケースが多いとされており、男性よりも女性の流出が多い時期が続いています。転出先は、福岡市、東京、大阪などの大都市となっていますが、ではなぜ女性が都会へ行こうとするのでしょうか。

千葉大学名誉教授の宮本みち子氏は、女性が大都市圏に行きたがる理由を、都会のほうが女性にとって自由という魅力があり生きやすいのです、暮らしやすいのではなく生きやすいがポイントです、女性差別が都会よりきつく、発言や行動の自由が制限され、活躍できる機会が少ないことも、女性が忌避する原因となっているのだと説明をしています。私自身も同様の理由で大分から東京に出ていった一人なので、この分析は的を射ていると思います。

また、宮本氏は、女性流出に歯止めをかけるためには、企業誘致だけではなく、学校、職場、行政、政治、地域などあらゆる分野の女性の地位向上を推進することによって、風通しがよく、自由に発言、行動し、生き生きと活躍する女性たちの姿が普通に見られる地域社会へと変革すべきと提言をしています。

本市においても、このような視点も踏まえて人口減少や女性流出問題に取り組む必要があるのではないのでしょうか、見解を伺います。

最後に、児童虐待防止について伺います。

私が令和6年2月議会で取り上げた児童虐待事件について、その後、新たな動きがあったため、再度質問します。

福岡地裁小倉支部は、今年7月31日、北九州市内に住む50代の父親に対し、2021年10月、性的虐待により拒絶できなくなっていた当時19歳の養女に性的暴行を加えた上、2023年3月には、監護者としての影響力に乗じて、当時14歳の実子にわいせつな行為を行った罪で、懲役10年の判決を言い渡しました。

長女は当初、虐待事案ではないかとの通報を受けた子ども総合センターが一時保護しましたが、すぐ自宅に帰され、父親からの性的虐待が続きました。また、長女が家を出た後、今度は次女が子ども総合センターに一時保護されましたが、こちらも自宅に帰された直後に父親から性的被害を受けています。通報者はセンターの職員に性的虐待の可能性も伝えていたそうですが、結果的に次女にまで被害が及びました。被害に遭った2人の肉体的、精神的苦痛や人格形成への影響は計り知れないものがあります。

本市は、今回の痛ましい事件を教訓として、このような悲劇が二度と起こらないよう、取組の見直しや再発防止策を講じてほしいと思います。

そこで、3点伺います。

1点目に、今回の性的虐待事件の判決を受けて、市の対応は適切だったと考えているのか、見解を伺います。

2点目に、一時保護を解除して子供を家庭に戻す際の判断基準を、より厳格かつ具体的に定める必要があると思います。特に、性的虐待や暴力の疑いがある場合には、安易に解除せず、安全が完全に確保されるまで慎重に判断する必要があるのではないのでしょうか、見解を伺います。

3点目に、子ども総合センターの判断が適切であったかを弁護士や医師など外部の専門家で構成する第三者委員会がチェックする仕組みを導入することで、職員が単独で抱え込むことなく、客観的な視点から判断の妥当性を検証することが可能になると考えますが、見解を伺います。

以上で第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）市長。

○市長（武内和久君）大項目1つ目、ジェンダー平等社会の実現について、女性が自由で生きやすく様々な分野で活躍する姿が見られる社会への変革ということ、その取組についてお尋ねがございました。

まさに議員が御指摘のとおり、女性が自由に生きやすく、様々な分野で活躍できる社会への

変革という視点は重要な政策課題と考えております。

北九州市では、これまで先人たちが様々な男女共同参画の取組を講じてきてくださったところでありますが、依然として多くの政策課題に直面をしております。例えば、家庭生活において男女平等を実感していると答えた市民の割合は21.5%と、全国平均の半分以上にとどまっているという厳然たる事実があります。また、北九州市における男女間の意識差も大きく、男女平等を実感している女性の割合は14.5%と、男性の半分以上となっており、これらは看過できない課題であると考えております。

また、私自身、ある女性から聞いた、女性はどうのような人生の選択をしても心ない言葉を浴びせられるという言葉が強く心に残っております。女性の人生は選択の連続であり、結婚するのかもしれないのか、仕事は続けるのか辞めるのか、子供を産むのか産まないのか、2人目、3人目はどうするのか、人生の様々な岐路に立つたびに女性は選択を迫られ、どこにも正解がないという言葉が胸に刺さりました。

こうした女性の声に正面から向き合い、その生きづらさを少しでもなくしたいとの決意の下、令和7年度予算において、女性にコンフォートな町を主要な政策テーマに掲げ、1つに、女性が安心して健康に暮らせる社会の構築、2つ目に、女性がつながり、共感ができる居場所づくり、3つ目に、女性が活躍し、自己実現できる環境への変革など、様々な観点から、ハード、ソフト両面で、女性の真のニーズに対応した取組を一步ずつ進めるということにいたしました。

また、女性の視点で課題を提起し、その解決策の提言を行うことを目的といたしますW o m a n W i l l 北九州プロジェクトを昨年度立ち上げ、実施をしておりますが、その参加メンバーからも、もっとリアルな女性の声を発信したり届ける仕組みが欲しい、W o m a n W i l l 北九州の取組を市全体へ広げたいなどの声が上がっているところでございます。

そこで、より多くの女性のリアルな声を伺い、実効的な政策形成につなげるため、W o m a n ' s リアルV O I C E プロジェクトを開始したところでもございます。このプロジェクトは、アンケート調査と並行して、ラジオ番組やカフェなどの場を活用して女性と垣根なく直接対話する機会を設け、時には私自身もその場に参加させていただき、日常生活や社会生活で感じる課題や悩み、違和感等について思いや本音を語っていただくという試みでございます。

このような女性の声や言いにくい本音を丁寧に聞き取るとともに、深掘りし、それらを踏まえて、行政と民間が協働して取り組む政策を官民政策パッケージとしてまとめ、令和8年度以降の予算や事業に反映したいと考えております。女性のリアルな声を聞き、それに応える施策を着実に積み重ねることにより、女性に選ばれるコンフォートな町、すなわち女性が安心して、健康に、つながり、共感しながら、生き生きと自分らしく活躍できる、そのような町の実現を目指し、全力で取り組んでいきたいと考えております。以上です。残りは担当局長からお答えいたします。

○副議長（村上直樹君）政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君）それでは、大項目のジェンダー平等社会の実現につきまして2つのお尋ねがございましたので、順次お答え申し上げます。

まず、第5次男女共同参画基本計画に関しまして、女性の政治参画についてどのように考えているのかというお尋ねでございます。

政治分野をはじめ、経済、社会、地域などあらゆる分野において女性の参画を推進することは、ジェンダー平等社会を実現する上で重要なことと認識しております。

国におきましても、選挙において男女の候補者数ができる限り均等となることを目指すため、政党や政治団体の取組の促進や、国、地方公共団体の施策強化を掲げた、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が平成30年に公布、施行されました。

また、各政令市と比較できる令和6年度の実績で見ますと、北九州市議会議員に占める女性議員比率は21.8%と、政令市平均の23.1%と比較しますとやや低い状況にあるといったところでございます。

そうした状況を踏まえまして、昨年8月に策定した第5次北九州市男女共同参画基本計画の柱の2、あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大におきまして、施策の方向性の一つとして、新たに、政治分野への女性の参画拡大を掲げたところでございます。基本計画に定めた具体的な取組としましては、1つに、女性の政治分野への参画に係る講座の開催や、子供の頃から政治に関心を持つよう学校教育における主権者教育の実施、また、小・中・高校生等を対象とした出前授業や模擬投票などを行っているところでございます。

男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し、多様な意見が的確に反映され、均等に利益を享受することは大変重要であると認識しておりまして、今後も基本計画に基づきましてしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、2つ目ですけれども、アジア女性交流・研究フォーラムは専任の研究員を再度配置すべきとのお尋ねでございます。

アジア女性交流・研究フォーラムは、平成2年の設立以来、日本及び他のアジア諸国の女性の地位向上や男女共同参画社会の実現を目指し、ジェンダー平等の視点に立った調査研究や様々な活動を行っております。また、平成18年度からは、男女共同参画センタームーブの指定管理者として、女性のエンパワーメントや男女共同参画に係る意識啓発など様々な取組を行うことで、本市におけるジェンダー平等推進に一定の役割を果たしているところでございます。

ジェンダーに関する調査研究につきましては、取り巻く社会情勢は常に変化し、問題も多岐に及んでいることから、その時々に応じたテーマや課題について柔軟に対応する必要があるとの考えから、平成30年度以降、専任研究員は配置されていない状況でございます。また、現時点におきましても再度配置する予定はないとのことで、フォーラムと認識を一致しているところでございます。

一方で、昨年10月、国の有識者で構成されましたワーキンググループにおきまして、男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン作成に関する提言が示されました。今後は、それを踏まえ、各自治体の男女共同参画センターに求められる役割や位置づけ、具体的な業務内容について指針が示される見込みでございます。

フォーラムにつきましては、今後示される男女共同参画センターに関する国の指針等も加味した上で、北九州市政変革推進プランに基づき、政策連携団体として、時代の要請に応じたその在り方や役割の再定義について検討することとしております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 最後に、児童虐待防止につきまして3点、まず1点目は、一般の性的虐待事件の判決を受けた市の見解、2点目、一時保護を解除して子供を家庭に戻す際の基準、判断につきまして、性的虐待等の疑いがある場合には慎重に判断を期すべきではないか、3点目、子ども総合センターの判断が適切であったかを第三者委員会がチェックする仕組みを導入してはどうかという御質問につきまして、一括してお答えさせていただきます。

児童虐待は深刻な子供の権利侵害であり、子供の安全を迅速に確保し、適切な一時保護を図るなど、子供の最善の利益を考慮した対応が重要であります。

議員御指摘の事案の対応について、詳細をお答えすることは、公にすることにより個人の権利利益を侵害するおそれがありますため控えさせていただきますが、子ども総合センターとしては、子供からの丁寧な聞き取りなど、その時点で収集可能なあらゆる情報を踏まえまして適切に判断しているものと考えております。しかしながら、今回の事案も受け止め、幅広い情報収集、アセスメントのより厳格な実施など、国が定める子供虐待対応の手引や、児童相談所における性的虐待対応ガイドラインに基づき、虐待対応の質のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

次に、虐待を受けた子供の一時保護を解除する際は、国が定める家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストに基づき判断を行っております。具体的には、子供がどの程度家庭復帰を望んでいるのか、保護者に対する恐怖心はないか、地域の支援体制が確保されているかなどについて確認をし、虐待が再発するリスクの客観的なアセスメントを行っております。

その上で、子ども総合センター所長以下、児童福祉司、児童心理司、一時保護施設の児童指導員、保健師などの専門職員が集まる援助方針会議を開催し、組織的に判断をしております。この会議では、児童福祉司により、子供や親権者が置かれている環境や社会資源の活用可能性等を調査する社会診断、児童心理司により、子供との面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から援助の内容を定める心理診断、一時保護施設の指導員、保育士等による、子供の生活場面を観察する行動診断、年齢、発達の状況等に応じて子供の意見を丁寧に聞き取る意見聴取等措置などの結果を基に、一時保護解除の判断を含め、子供や保護者等に対する最も適切で効果的な援助方針を決定しています。

また、性的虐待や重篤な身体的虐待が疑われる場合は、警察や医療機関等の関係機関とも連携をし、専門的な見解も踏まえ、慎重に判断を行っております。特に性的虐待の場合、加害の再発、子供の再被害の危険性は極めて高いため、基本的に、加害者の関与する生活圏に帰すことはなく、子供の安全確保を図れるまで一時保護を解除することはありません。

3点目の、外部の専門家で構成する第三者委員会がチェックする仕組みを導入してはどうかという御提案については、北九州市では、児童相談所における援助方針の決定の客観性と専門性の向上を図り、子供の最善の利益を確保するため、医師、弁護士、学識経験者、主任児童委員で構成される北九州市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会を既に設置しております。審査部会ではこれまで、国が定める児童相談所運営指針に基づき、子供もしくは保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しないときや、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求めることが必要なときなどに開催をし、さらに、個別事案に対する事後検証と虐待対応の質の向上のためにも開催をしてきたところでございます。

今後とも、子供の最善の利益が図られるよう、必要な取組を徹底し、児童虐待の防止に努めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）るる答弁ありがとうございます。

まず、ジェンダー平等の実現については、市長から、これまで取り組んでいるWoman Willプロジェクト、それと、新しく始まっておりますWoman'sリアルVOICEプロジェクトのお話を御紹介いただきました。なかなかの着眼点だなと、評価をしたいと思います。

それで、市民アンケートというのがありまして、これはどういうものかなと思って、私も実際にやってみたんですが、設問が多いということと、記述欄もかなりあって、よほどちゃんと協力したいという方でないと最後まで行き着かないのかな。なかなかボリュームがあるんですね。ですから、このアンケートをやっているということと、その重要性、女性の声を市政に反映したいということをしっかり広報していただいて、幅広く多くの女性に回答していただけるように努力をしていただきたいということを要望したいと思います。

それと、女性の政治参画についてなんですけれども、前は女性の政治参画の女性議員のグラフがあったんですけど、今回なかったのはどうしてなのかなと思ったんですね。それはとても大事なことで、本市の女性の政治参画の状況を市民に対して見える化をする、可視化をして周知するってことは大変重要だと思いますので、ぜひできることならそのデータを付け加えていただきたいという、これも要望にしたいと思います。

それと、アジア女性交流・研究フォーラムに調査研究、またラインを復活させてほしいというのは私だけではなくて、ジェンダー平等に携わっている学者、学識者の方から、女性の市民の方からもいただいています。ジェンダー平等の研究がほかでできればいいんですけれども、

ほかのところでできないという事実があります。第6次男女共同参画基本計画、今、国のほうで素案を募集しておりますが、この中にも、新たな機関が各地の男女共同参画センターを支援するというふうになっておりますので、ぜひ、財政支援も多分あると思いますので、しっかり必要なものはつくるということで検討をお願いしたいと思います。これも要望にしたいと思います。

質問したいのは、児童虐待防止についてであります。

局長からる答弁をいただきましたけれども、私が何でこれをあえてもう一度取り上げたのかといいますと、前回、ちょうど1年前ですかね、質問したときに、猛省をすると言いながらも、ちゃんとやっていたという答弁だったんですね。これは何かかなと思って、起訴されるように私も市民の方と警察署に要望に行って、ようやく1年たって起訴されて、懲役判決が出ました。

市に足りないのは危機感ではないかなと思うんですよね。なぜかというと、長女の場合、もしそのとき、2021年、一時保護が解除されずに養護施設などに入所できていたら、再び性的被害には遭わなかった。次女も、一時保護をされてそのまま養護施設に行っていれば、実の父から性被害に遭わなかったんですね。この事実を考えると、やはり子ども総合センターの役割って重要なんじゃないかなと思うんですけれども、そのような紋切り型の事務的な答弁をされると、私はとても違和感があります。やはり猛省をするのであれば、適切な対応がされたかどうかということをもう一度しっかり検証するべきだと私は思っています。

それで、お伺いしますけれども、その局長の言われる審査部会は、この事件について、当時その対応が適切だったか、どのように評価をしたんでしょうか。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君） 個別の事案につきましては、この場で詳細な御答弁は差し控えますけれども、審査部会について、本件、具体的な案件としてかけたということは私のほうで承知をしておりますが、以上です。

○副議長（村上直樹君） 31番 森本議員。

○31番（森本由美君） 評価をするべきだったと思います。

もう一点質問します。

2021年、2023年と、長女、次女が虐待をされました。性的虐待に遭いました。2019年4月1日には、北九州市子どもを虐待から守る条例ができております。その後に起こった事件なんですね。しっかり私たちも子総の対応が適切に対応されていたかチェックをする義務があると思っております。

この事件が起きた後に、性的虐待の対応について何か見直しはされたんでしょうか、お伺いします。

○副議長（村上直樹君） 子ども家庭局長。

○子ども家庭局長（小林亮介君）この事件も含めてでございますけれども、子ども総合センターにおきましては様々な児童虐待に関する案件について対応しております。それぞれ様々なケースについて知見の蓄積というのがございまして、もちろんこのケースも含め、ほかのケースも含め、これらについて子ども総合センターの内部で共有を図るとともに、その後の取組の向上に対してその知見を生かしているというふうに承知しております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）31番 森本議員。

○31番（森本由美君）やはり対応した児童福祉司、職員の対応がどうだったかというところが検証されるべきだと私は思っております。性的虐待や児童心理に関する専門知識やスキルの向上というのは欠かせませんので、ぜひ外部の講師を呼んで、しっかりと、同じようなことが三たび起きないようにしていただきたいと思います。

性暴力とは人権の侵害です。子供の人権を守るために、私もしっかりまた注視をしていきたいと思えます。以上です。

○副議長（村上直樹君）進行いたします。52番 村上議員。

○52番（村上さとこ君）こんにち。緑の風、村上さここです。

会派を代表して一般質問を行います。

初めに、いじめの重大事態について、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針などにのっとり、本市の対応を検証したいと思います。

いじめ重大事態の調査の主な目的は、事態への適切な対処と再発防止策の策定、実施であります。本市のいじめ重大事態の件数はこれまでに5件、加えて、本年10月には新たな重大事態が公表される予定です。

本年7月18日、教育委員会は、いじめの重大事態の認定に遅れが出ていた事例を調査報告書とともに明らかにし、会見を開きました。2021年、当時中学生だった男子生徒が部活動や学校生活の中でいじめを受けた事例です。便宜上、この事例をケース2とします。

いじめ発生当初より、被害生徒は学校へSOSを出し続け、いじめアンケートにも事実記入をしていましたが、不登校となった事実を保護者が学校に報告したその時点でも、学校側のいじめに対する認識不足は改善されず、さらに、学校から連絡を受けた教育委員会も、いじめの調査に本来必要のない書面の提出を求めるなど、対応に大変な遅れが生じました。そのため、重大事態認定は約1年後、第三者調査委員会設置は約1年4か月後、いじめ被害発生から調査報告書の発表まで実に約5年の月日を費やしています。中学1年生だった被害生徒は、既に成人しました。

教育委員会の対応について、第三者委員会は、極めて不適切との報告書を提出、教育長も、重く受け止めているとのコメントを出していますが、子供の人権や安全があまりにも軽んじられたと考えます。

被害生徒、保護者より直接、悲痛な声が届いております。守ってくれるはずの教育者である

大人から真逆の対応をされた子供の絶望はあまりにも大きく、失われたかけがえのない子供の時間は二度と戻ってきません。

実は私は、全く同じ2021年、別のいじめ重大事態にも大きく関わりました。保護者、学校、教育委員会指導主事を交えた話合いにも加わり、私自身が関係者として第三者委員会の事情聴取も受けました。便宜上、この事例をケース1とします。

ケース1でも、いじめの事実、長期の不登校、児童の深刻な希死念慮を把握しながら、教育委員会はなかなか重大事態としませんでした。そこで、私が文部科学省に連絡をし、重大事態の定義について教育委員会へ説明してもらったという経緯があります。その結果、ケース1は、本市で初めてのいじめの重大事態に認定されました。

以上を踏まえ、質問をします。

全く同時期にケース1でいじめの重大事態への認識が不適切と指摘を受けたにもかかわらず、なぜ同時期のケース2について間違った対応が繰り返されたのでしょうか、説明を求めます。

ケース2の極めて不適切とされた重大事態の認定の遅れについて、被害生徒も保護者も、学校や教育委員会から詳しい説明や謝罪も受けていません。教育委員会が陳謝した7月18日の会見すら知らされていませんでした。教育委員会の対応に対しては、被害生徒、保護者ともに、心身ともに疲労こんぱいし、いまだ不信感と疑問を抱いています。

そこで、お尋ねします。

被害生徒と保護者が望むなら直接の説明を行いますか、見解をお伺いします。

次に、文化財保護条例について質問します。

本市では、文化水準の向上に資するため、市内文化財の保存と活用を目的とした北九州市文化財保護条例が制定されています。この条例について、文化財保護審議会の設置根拠をこれまでの地方自治法から文化財保護法に置き換えるという内容の一部改正条例案が今議会に提出されています。

条例改正は、文化財保存活用地域計画を作成するとの説明ですが、最も大切な変更点は、法の位置づけが変わることで、文化財保護審議会に建議ができるという権限が付与されることです。これこそが改正の肝であります。つまり、文化財の保存活用について、審議会は専門的な視点から積極的な改善や新たな政策提言を自主的、自立的に調査審議し、申立てできるようになるわけです。建議には教育委員会からの諮問も必要ありません。

この所掌事務については、文科省や文化庁にも確認済みです。その結果、審議会における活発な議論展開の下、より豊かな文化財行政が行われ、地方自治の本旨である住民福祉の増進につながるが大いに期待されます。私もこれまで再三にわたり建議を求め、2月議会でも文化財保存活用地域計画の策定を求めました。

そこで、質問します。

文化財保存活用地域計画の策定について、策定することとした経緯と、策定することを決定した決裁書の決裁完了日の日付を教えてください。

最後に、北九州アドバイザー制度についてですが、時間の関係で、これは決算特別委員会の井上しんご議員に譲りたいと思います。

以上で私の第1質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）いじめ重大事態について、ケース1でいじめの重大事態への認識が不適切と指摘を受けたにもかかわらず、なぜ同時期のケース2について間違った対応が繰り返されたのか、また、極めて不適切とされた重大事態の認定の遅れについて、被害生徒も保護者も詳しい説明を受けていないが、望むなら直接の説明を行うかという御質問にお答えいたします。

教育委員会では、いじめの重大事態の対応について、児童生徒の心情に寄り添うとともに、いじめ防止対策推進法や文部科学省の通知に基づき、適切な対応を行うように努めてまいりました。いじめの重大事態については、文部科学省の通知に基づいて教育委員会が策定した公表基準において、保護者側の同意が得られない場合は公表しないこととしていることから、被害者側の同意を得た上で、教育委員会会議での議決を経て公表を行うこととしております。

議員御指摘のケース1については、いじめの重大事態として公表について被害者の同意が得られている事案としては確認されております。このため、こうした公の場でその内容や見解を述べることは困難であることから、1つ目の御質問については答弁を差し控えさせていただきます。

ケース2につきましては、今回、令和2年6月のいじめの発生から調査結果の取りまとめまで約5年もの時間を要した原因といたしまして、初動として学校においていじめの認識が大幅に遅れたこと、学校から報告を受けた教育委員会において対応が遅れたこと、この2点から、第三者調査委員会の調査開始が遅れ、関係者の当時の記憶が曖昧になることで、調査そのものに時間を要し、結果として調査の長期化を招いたものでございます。

今回、本年7月18日に公表した調査結果で、これまでの対応が十分でなかったと指摘されたことを重く受け止め、学校や教育委員会における再発防止策を講じております。具体的には、いじめの定義やいじめの重大事態について、教育委員会での認識を改めて確認するとともに、教職員一人一人へ浸透させるため、いじめ対応の徹底を図る教材を作成し、夏休み中に全教職員が受講するなどの再発防止策を講じました。

教育委員会では、被害生徒とその保護者に対しまして直接、調査結果を手渡し、対面で内容の説明を行うとともに、初動として学校においていじめの認識が大幅に遅れたことと教育委員会において対応が遅れたことについて謝罪を行っており、質問事項につきましてもその都度回答するとともに、書面でも謝罪の意を伝えております。また、調査結果の公表時には私のおわ

びのコメントを公表するなど、これまで真摯に対応を行ってきたところでございますが、御要望があれば適切に対応してまいりたいと考えております。

つらい思いをさせました生徒と御家族に改めておわびを申し上げます。いじめから全ての子供を守り抜くという覚悟で、子供たちの安全と安心の確保に努めてまいります。以上です。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）最後に、文化財保護条例について、文化財保存活用地域計画を策定することとした経緯、それから、策定することを決定した決裁書の決裁日の日付についての御質問に御答弁申し上げます。

文化財保護法に基づく文化財保存活用地域計画は、文化財の保存活用に関して、各市町村が目指す方向性や中長期に取り組む内容を記載する基本的な計画でございます。この計画は、市の総合計画等に体系づけられるもので、作成に当たりましては市の基本計画や分野別計画を踏まえる必要がございます。

北九州市においては、令和5年から新たな基本構想・基本計画の策定に着手し、令和6年3月に北九州市新ビジョンが策定されました。また、文化振興計画は、市の基本計画の分野別計画の位置づけであることから、基本計画策定後の令和6年度から着手し、今年4月から北九州市文化芸術推進プランがスタートしたところでございます。この新たな計画の下、文化振興の一分野である文化財について、その保存活用を図るため、地域計画の策定に着手する運びとなりました。

地域計画の策定に関する方針につきましては、令和4年2月の本会議で、地域計画の策定に関する一般質疑の際に、市の基本計画や次期文化振興計画を踏まえる必要があり、今後、それらとの整合性を図りながら検討したいとの市の考え方を答弁しており、当時から地域計画の策定についての考え方は一貫したものでございます。

なお、地域計画の策定に当たりましては、文化財保護法に基づく文化財保護審議会の意見を聞く必要がございます。このため、北九州市文化財保護審議会の設置根拠法を地方自治法から文化財保護法に変更する条例改正を行うものでございます。

次に、決裁書についてのお尋ねでございます。

これは他の分野別計画でも同様でございますが、このたびの地域計画を策定する方向性のみを取り出して決裁した文書はございません。

なお、地域計画の策定を理由として行う今回の条例改正につきましては、令和7年8月4日付で決裁した文書がございます。

いずれにいたしましても、今後着手する地域計画につきましては、北九州市の歴史や文化の特性を踏まえた計画となるよう取り組むとともに、計画策定に当たって、今後立ち上げる協議会や文化財保護審議会、市民の皆様など様々な御意見をお聞きしながら、策定作業を着実に進めてまいりたいと考えております。答弁は以上でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 村上議員。

○52番（村上さとこ君）順番は前後いたしますが、文化財保護条例について質問を続けます。

まず、建議の定義については、第1質問で私が話したように、はっきりさせておきたいと思っています。

今回、決裁をした日を聞きましたが、この条例改正の決裁日が^{8月4日}~~8月8日~~ということは確認できました。今の御答弁でした。

今まで、初代門司駅遺構の破壊を受けて、昨年度より再三にわたり建議を求めて、文化財保護条例の一部改正をそれぞれの議員が訴えてきたんですが、文化企画課は一貫して改正に否定的であったわけです。文化財保護審議会に文化財保存活用地域計画の意見聴取をするのは来年以降であると思いますので、改正は来年2月議会の条例改正でも十分間に合うと思いますが、^{8月4日}~~8月8日~~に条例改正をすることを決めて、なぜ今このタイミングで地域計画を理由にした改正だと言ってきたのかということを非常に不思議に思いましたので、御質問をさせていただきます。

実際、昨年10月24日、文化財保護審議会が設置根拠の見直しを求める請願が教育委員会会議へ出されましたが、文化企画課は、条例改正は例えば法の見直しがあるなどの機会に考えるものと、条例改正に消極的説明を行っております。そのため、請願は不採択でした。

私は、市長提出とほぼ同内容の一部改正議案を独自作成し、本年2月22日には文化企画課長へ、執行部からこのような条例改正をしてほしいとも要望しましたが、この時点でも教育委員会会議でも否決されている。条例改正は法改正や社会情勢の変化があったときにされるものなどの理由で、やらないとの説明を受けているんですね。そのため、全議員の賛同を得て議員提出議案を出すため、私のほうで、同内容でより分かりやすい文化財保護審議会条例を作成し、この条例案については、政策調査課、法制課、そして当の文化企画課、教育委員会のチェックも経て成案というところになりました。8月の話です。

ところが、まさにそのタイミングで、突然に文化企画課から一部改正議案を出してくるとの話が浮上してきたんですね。また、この条例改正案が正式公開されるかなり前に、一部の会派にだけは執行部議案の情報が提供されているという、ちょっと不自然な動きでありました。客観的には、地域計画策定にかこつけた議員立法潰し、または、法令に明記された建議のわい小化ではないかとの印象を受けます。個人の感想です。

そこで、質問します。

改正議案には、審議会の所掌事務が明記されていません。市民にとって、審議会の役割が分かりません。

文化財保護法第190条と同様に、審議会は教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議し、並びに、これらの事項について教育委員会に建議するという所掌事務を条例に明記すべきと考えますが、見解をお伺いします。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）まず、先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、今回の条例改正というのは、地域計画を策定するに当たりまして文化財保護法に基づいた審議会とする必要があるということをもちまして、このたびその準備がおおむね整ったというタイミングをもちまして条例改正の上程をさせていただいたものでございます。私たちも、準備が整えばここの検討はしたいということは、令和4年のときから、方向性としては検討したいということを申し述べておりますところですので、今回その準備が整ってきたというタイミングでできるだけ早くということで、この9月に議案を提出させていただいたところでございます。

その上で、条例について所掌事務を明記してはどうかということですが、例えば理念条例をつくるといったようなことであれば、確かに、市民に分かりやすい表現に配慮をするといったことは考えられるかと思います。ただ、条例といいますのはやはり自治体が定める法規でございますので、基本的には、条例として定める目的に対して適切な条文であるのか、それから、関係法ですとか他の条例規則、そういったものとの整合性の中でそごがないか、そういった法的な視点で制定、改正というものを行っていくものと考えております。

北九州市の中で今75団体、附属機関がございすけれども、このうち35審議会につきましては条例規則には所掌事務は記載していないつくりとなっております。私たちも、法第190条を受けて、これまでの諮問への答申だけではなく新たに建議ができるということは、もちろんそう考えておりますし、今回の条例の改正によってそれらがきちんと実行できると考えております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 村上議員。

○52番（村上さとこ君）局長の答弁に大変疑問があります。前々から地域計画を考えていたのだったら、それならなおさら、昨年の10月24日に教育委員会会議に条例改正の請願が出されたとき、渡りに船なんだから、こういう経過で条例改正を見込んでいますという説明をして条例改正しておけばよかったわけです。でも、しなかった。やらないと言い続けてきたわけです。

そして、今のお答えであります。所掌事務を条例に書き込まないということのお答えでしたが、逆に言えば、書き込んでいる自治体も多いわけです。他の自治体の状況をきちんと研究して、条例に書き込むべきと私は思います。条例は上位のものであり、市民にとっての分かりやすいものでなくてははいけません。審議会が具体的に何を審議するのかは、議会が議決する条例において定める必要があると私は思っております。

そして、今書いていない。では、法律との整合性を取るとかなんとか今おっしゃっていましたが、法律に書いてあることそのものなんです、整合性も何も。教育委員会の諮問に応じて教育委員会に建議するって、もう文化財保護法に書いてあるじゃないですか。それも整合性も何もない。法律がそのまま条例にスライドしただけなのですから、今さらそんな検討する必要

もないと思います。

では、質問いたします。

それでは、法律に書いてある190条の文言や建議という文言は本市のどの文書に明文化されるのでしょうか。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）今の御質問は、条例の中のどの部分に明記されるのかという御質問ではなく。建議につきましては、今回、文化財保護法を根拠にいたしました文化財保護審議会というのができますので、文化財保護法第190条をそのまま読み込むことになりますので、そちらに建議について、もちろん諮問についても書かれているということでございます。今回の条例は、その法を受けて改正するものでございますので、法にのっとって新たに建議ができるという形になります。

それから、タイミングの問題ですけれども、先ほど第1答弁でも申し上げましたように、北九州市新ビジョンを策定いたしまして、その後、分野別計画である文化芸術推進プランを今年の4月にスタートさせております。以前の議会の中でも、そういった手順を踏んで進めておりますという説明を申し上げております。このたび今年の4月に新しい文化芸術推進プランというものがスタートしたことから、その一分野である文化財について進めようということで、このたびの9月をもって条例改正の議案を提出させていただいたところでございます。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 村上議員。

○52番（村上さとし君）地域計画を導入することについて、教育委員会会議や議会側の教育文化委員会で審議と議決は行われたのでしょうか。

○副議長（村上直樹君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）この地域計画を策定するに当たって常任委員会等で議論がされたかという御質問かと思っておりますけれども、それについては審査は特にしておりません。

○副議長（村上直樹君）52番 村上議員。

○52番（村上さとし君）地域計画の策定には、まず教育委員会での方針決裁が必要です。その後に議会報告、予算編成、条例改正という手順を踏むのが通常の流れだと認識しています。今回の進め方は、その順番に大変な疑問があります。これは正当な事務手続なのか、いま一度検証を求めます。

地域計画には、地域の文化財を広く把握活用できる文化財登録制度の導入も有効だと思っておりますので、これは福岡市などで多数自治体で実績があります。地域計画とともに、本市も文化財登録制度を導入してほしいと、これは要望として、次の質問に移ります。

いじめの質問に対して教育長からお答えをいただきました。

ケース1については、被害者が何度も記者会見を開いているようなケースですので、もう一回精査してください。報道などでも大きく取り上げられています。

教育長も、被害者に寄り添うというようなお言葉を何度も出していただきましたが、実際に被害者側としては、寄り添ってもらっていない。説明をしたとも言っていますが、説明をされていないというふうなことを言っています。これは事実として言っています。間違った対応を繰り返されたんですよ。

教育委員会と保護者とのやり取りっていうのは、指導主事は部署の課長や部長へ報告と決裁の手续を取って動いているものだと思います。同じ課内で、いじめの事態についての進捗について、同時期にもケースが発生していたのであれば、共有できていたはずですよ。なのに、なぜそうならなかったのか。お答えにつじつまが合っていません。ただ、今教育長からお答えいただきましたのは、被害生徒と保護者が望むならもう一度説明を行うとおっしゃっていただいたと思いますので、要望があればその対応をしていただきたいと思います。

いじめの重大事態について、被害者は決して事を大きくしたいわけではありません。いじめられて、誰も力になってくれず、途方に暮れているわけです。絶望感の中で、市の人権窓口はじめ思いつく限りの場所に相談しても何の解決もしなくて途方に暮れて、最終的にはお金を払って弁護士という職業に相談する、そこから教育委員会とのやり取りが始まる。これはケース1でも2でも全く驚くほど同じパターンでありました。

そして、両被害者のおっしゃっていることが全く同じなんですね。なぜ自分がこの調査の報告書を詳しく知りたいかという、我が子だけではなく、いじめで苦しむ全ての子供たちに対して二度とこのような対応が起きてほしくないからというような切実な願いの下なんです。対立だとか非難だとか、そういうことは一切求めていないんです。保護者はどう動いていいか分からないんです。

自治体によっては、もし子供がいじめられたらという保護者向け対応案内を出しているところもあります。せめて教育委員会ホームページに掲載してほしいと思いますが、いかがですか。

○副議長（村上直樹君）教育長。

○教育長（太田清治君）大変申し訳ございませんけど、ケース1に関連することについては先ほど申し上げましたように答弁を差し控えたいと思いますけど、ケース2につきましては、今議員がおっしゃった、まさに生徒や御家族の皆様のお気持ちを考えますと、私も学校現場におりましたので、その辺のところというのは本当に、どうしてこういうふうになったんだろうかということで、じくじたる思いがずっとしております。ですから、先ほど改善策と申しますか対応策も申し上げましたけれども、そういったものをきちっと今後やっていきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（村上直樹君）52番 村上議員。

○52番（村上さとし君）その改善策も、再発防止に十分なのかという疑問もあります。

今、外部の部活指導者も増えておりますので、学校の教員だけではなく外部に対しても情報の共有が必要だと思います。そこはしっかり認識していただきたいと思います。

議会としても、再発防止策を精査したいわけですが、いじめの重大事態について、教育文化委員会にも報告すらありませんでした。市長も参加する総合教育会議の報告内容も、年度を重ねるごとに薄くなっています。これは市長も残念に思っていることだと思います。

大切なのは、子供の人権、安全、将来です。とにかくしっかりと取り組んでいただきたい。また、保護者所見、これは必ず公表していただきたいと要望し、質問を終わります。

○副議長（村上直樹君）ここで15分間休憩いたします。

午後2時59分休憩

午後3時15分再開

○議長（中村義雄君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）皆さんこんにちは。北九州党の伊崎大義でございます。

傍聴にお越しの皆様、そして中継を御覧の皆様、いつも本当にありがとうございます。

早速、一般質問に移らせていただきます。

1つ目の質問は、1型糖尿病を抱える児童生徒への看護師派遣についてです。

先日、とある市民の方から御連絡をいただきました。幼稚園に通う御子息が突如御体調を崩され、救急搬送された結果、1型糖尿病の診断を下されたという内容でした。

1型糖尿病とは、若い方を中心に幅広い年齢で発症する糖尿病であり、生活習慣の影響が大きい2型糖尿病とは異なるものです。日本での発症率は10万人当たり2.25人とされている大変珍しい病気で、現時点でまだ根本的な治療法は見つかっておりません。

発症された方は、常に血糖値をモニタリングしながら、生涯にわたって毎日インスリンを補充する必要があります。それも食事の内容によって、都度、補充するインスリンの量を調整しなければなりません。発症者が幼いお子様であった場合は、自身で行うことは困難です。また、インスリンの注射は医療行為ですので、看護師資格を持っていない学校の先生などは対応ができません。その場合、保護者の方が代わりに注射を打っているというのが現状です。

今回御連絡のあった御家庭でも、お母様がいつも昼食の時間に合わせて幼稚園へ通い、御子息に注射をされていらっしゃるようです。時間的にも労力的にも御負担は大きく、フルタイムのお仕事は難しい状況になってしまったと伺っております。この現状は、本市のうたうこどもまんなか社会、Woman Will推進、このいずれを踏まえましても、一刻も早く是正しなければなりません。

一般的に、小学校低学年までは、お子様が自身で注射を打つことが難しいと言われております。本市の場合、幼稚園は全て私立ですので、支援が困難かと思いますが、この先、小学校へ

進学してからの対応についてはぜひ御検討いただきたいです。

実際に、支援に動き始めた自治体も出てきております。令和3年6月に、文部科学省によって、小学校等における医療的ケア実施支援資料がガイドラインとして作成されたのを踏まえ、愛知県の名古屋市では、1型糖尿病のお子様に対して小学校への看護師派遣が決定し、既に派遣も始まっております。

そこで、お尋ねします。

本市においても、1型糖尿病の児童生徒に対して、自分でインスリン注射ができるようになるまで看護師を派遣するなど、保護者の負担を軽減する仕組みについて検討すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

2つ目の質問は、小倉城の入城料見直しについてです。

小倉城の快進撃が続いております。令和6年度は、小倉城の来場者が約30万人、お城の再建直後を除いて過去最高、小倉城庭園の来場者も約13万人と過去最高を記録しています。本市の観光産業を引っ張る町のシンボルとして、大変誇らしい実績です。

そんな小倉城ですが、現在の入城料が僅か350円であることに違和感を抱いております。福岡県内で唯一の天守閣を持つお城ということで、県内には比較対象が存在しないのですが、近隣県のお城をピックアップしてみましたら、佐賀県の唐津城、これが500円です。長崎県の島原城が700円、熊本県の熊本城は800円となっております。唯一、同様の価格水準であったのが大分県の中津城でしたが、これも2025年5月のリニューアルオープンに伴い1,000円へと値上げされました。

ちなみに、大阪城は1,200円、姫路城に至っては令和8年3月から市民以外の方は2,500円となる予定で、350円という小倉城の入城料がいかに相場より安いのか、安過ぎるのかが一目瞭然です。

入城料が安過ぎることの何が問題なんでしょうか。小倉城は、指定管理者制度によって民間事業者へ運営委託されています。運営委託のための指定管理料は、市の歳出、つまり市民の税金から出ています。小倉城に適切な入城料を設定し、指定管理者が入城料による収入を増やすことができれば、その分、指定管理料を減らして、市の別の事業へ貴重な予算を回すことができるようになります。

そして、さらに理想的なケースではありますが、このまま入城者が増え続けて、入城料の見直しも行って、もし入城料収入が指定管理の委託料を上回ることにになれば、市が委託のための指定管理料を払うのではなく、逆に指定管理者から本市へ納付金を納めるという展開もあるかもしれません。実際に大阪城は、年間2億円を超える納付金を大阪市に納めており、市の財政改善に大きく寄与しています。

また、人件費や光熱費、資材価格などあらゆるコストが高騰している中、入城料にそれらを反映できない場合、その影響は、小倉城の収益を圧迫するなど、城の運営コストの増加につな

がります。従業員の給与を上げられなければ、働く場所としての小倉城の魅力が下がり、それは人手不足の時代に大きなリスクです。十分な資金がなく、適切な仕入価格で取引できなければ、取引先企業の運営にも関わっていくでしょう。年々拡大するインバウンドの恩恵をしっかりと地域経済に還元する手段の一つとしても、小倉城の入城料見直しは急務です。

そこで、お尋ねします。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例で規定された小倉城の入城料を時代に即した形に見直すことを早急に検討すべきではないでしょうか、見解をお伺いいたします。

最後に、地域猫活動支援のためのふるさと納税の活用について質問いたします。

今年6月に開催されました地域猫勉強会、市議会議員有志として私も参加し、恥ずかしながら初めて地域猫という概念を知りました。

野良猫の繁殖によるふん尿被害、ごみの散乱、発情期の騒音などでお困りの住民の方がいらっしゃる一方で、大切な命を守りたい、その一心で餌やりに励む市民の方々もいらっしゃいます。その双方の落としどころとして、野良猫を捕獲、不妊去勢し、再び元の場所に戻して、地域で餌やりやトイレの管理など継続してお世話することで、過度な繁殖を抑制しつつ、人と猫の共存を図る仕組みが地域猫です。

もっと深く知りたいと思った私は、実際の活動にも同行し、捕獲のお手伝いもさせていただきました。餌やりによって白い目で見られていた方が、地域の猫情報に一番詳しいガイドとなり、様々な住民が協力して公衆衛生と動物愛護を両立している様子に心を打たれました。一方で、その活動が心ある方々のボランティア精神に支えられており、特に不妊去勢費用の負担が大きく、身銭を切って対応されている現状も知りました。

本市にも地域猫の不妊去勢支援制度はございますが、2つの課題があると感じております。1点目が、要件が厳しく、申請のハードルが高いという点、2点目が、予算の関係で、求められている頭数に対して支援可能な頭数が限られているという点です。

前者の申請ハードルの高さについては、昨日、戸町議員の御質問もございました。過去にも様々な議員さんから要望があり、要件緩和の検討が進んでいると伺っております。しかし、後者の予算の部分については、本市の厳しい財政状況に加えて、令和6年度より北九州市保護犬ねこ不妊去勢サポート事業が新たに始まったことで、地域猫の支援にまで予算を回すことがなかなか難しいのではないかと推察しております。

そこで、ぜひふるさと納税の活用を御検討いただきたいと思います。

福岡市では令和7年度に、飼い主のいない猫等の不妊去勢手術推進事業として2,170万円の予算を計上しておりますが、これは全て、使い道を指定できるふるさと納税の寄附金で賄っているとのことでした。これは1年間で1,600頭もの猫に手術を施せる金額となります。

本市でも、寄附金の使い道として選べるメニューの中に動物愛護の推進という項目はあるものの、令和5年度のふるさと北九州市応援寄附金の活用状況についての資料を拝見しますと、

そこに地域猫活動支援は入っておりません。北九州市には、SNSのフォロワーが数万人を数えるような地域猫活動家の方もいらっしゃる、そうした市民の皆様に御協力をお願いすれば、日本全国のファンの方から寄附金を集めることも可能だと考えています。令和6年度の本市へのふるさと納税寄附額は約25億円と過去最高を記録したとの報道がございましたが、この数字をさらに伸ばすことにも寄与するはずです。

そこで、お尋ねします。

動物愛護の推進、公衆衛生の改善、地域活動の応援、そしてふるさと納税寄附金の拡大など様々な観点から、地域猫活動の支援をふるさと納税の活用対象に加えるべきと考えますが、見解をお伺いします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目の、小倉城の入城料の見直しについての、時代に即した形に見直すという御提案にお答えいたします。

小倉城は、地域の歴史と文化を象徴する資源であり、市民に親しまれ大切にされているだけでなく、北九州市を代表する重要な観光スポットとなっております。最近では、国内外の要人や経営者との交流の場としても活用するなど、小倉城は観光施設としてだけではなく都市の顔として、北九州市の都市ブランドや文化的な厚みを支える核となっております。

また、小倉城の魅力をさらに向上させるため、平成31年に大規模リニューアルを行い、体験型展示を充実させたことに加えまして、1つに、北九州市のおいしいすしを天守閣で振る舞う日本初の試み寿司&キャッスル、2つ目に、藤波辰爾氏などレジェンドたちが天守閣前広場で競演した小倉城プロレス、3つ目に、小倉城の歴史文化を光の映像劇で演出した小倉城ドラマッピングなど話題性の高いイベントの実施や、小倉城武将隊などエンタメ性の高い取組により、昨年度は再建直後を除いて過去最高の来場者数となりました。

一方で、昨年の物価高騰等によりまして、小倉城の維持管理や運営コストは上昇を続けており、持続的な施設の運営と、さらなる魅力、サービスの向上を図るための財源については課題があると認識をしております。このような課題は、全国の多くの城郭でも同様であり、近年、大阪城や熊本城など複数の施設において利用料の見直しが行われると承知しております。

こうした中、北九州市においても、今年度、他の都市の城郭施設における利用料金の改定事例について、利用料設定の考え方や利用料改定後のサービス向上の取組等についてヒアリングを行うなどの調査に着手しているところでございます。今後、他の都市の調査結果や、指定管理者をはじめとする関係者の意見を十分に踏まえまして、観光施設の魅力向上と持続可能な施設運営を図る観点から、小倉城の適切な利用料の在り方について検討してまいりたいと考えております。以上です。残りは担当局長等からお答えします。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君） 1型糖尿病を抱える児童生徒への看護師派遣について、保護者の負担を軽減する仕組みについての御質問にお答えいたします。

1型糖尿病は、生涯にわたってインスリン補充や血糖値測定が必要な疾患でございます。日本小児・思春期糖尿病学会は、発症した児童生徒とその家族に対し、成長発達に応じてインスリン注射や血糖値測定を自分で行うことの大切さを示しております。

現在、北九州市立小・中学校で日中にインスリン注射をしている児童生徒は16名おります。そのうち13名が、本人が注射をし、体調を管理しながら学校生活を送っております。

一般的に、自ら注射をすることが難しい児童につきましては、保護者が来校し、注射をしております。他方、保護者が主治医から訪問看護指示書に基づき、北九州市医療的ケア児レスパイト事業を利用し、保護者に代わって訪問看護師が注射をすることもございます。さらに、保護者が主治医と相談の上、注射時間を夜間にずらすほか、注射以外の方法でインスリンを補充している例もございます。

1型糖尿病の児童生徒が入学する際には、治療の継続や学校生活への適応に不安を抱え、保護者の心理的な負担は大きなものがございます。そのため、入学予定の学校におきましては、保護者と学校とが当該児童生徒の情報を共有し、職員研修や緊急時の対応を確認するなど、入学前にきめ細かな準備を行うことで保護者の不安の解消に努めております。

今後とも、1型糖尿病の児童生徒が自分の病気を理解し、自ら注射することができるように、学校全体で見守り、支援するとともに、レスパイト事業等の有効活用など、保護者の負担軽減につながる情報を提供してまいります。また、自ら注射することのできない児童生徒については、個別に状況を把握するとともに、必要に応じて看護師の適正な配置についても検討してまいります。以上でございます。

○議長（中村義雄君） 財政・変革局長。

○財政・変革局長（武田信一君） 地域猫活動支援のためのふるさと納税の活用についてお答えいたします。

経常収支比率が高く、政策経費に活用できる財源が厳しい状況の中、市税収入や国県支出金の確保以外にも、公民連携の考え方の下、例えばネーミングライツ、ガバメントクラウドファンディング、サステナビリティボンドなどの個人向け債券の発行、そしてふるさと納税制度などを活用し、民間からの資金調達の幅を広げることは重要と考えております。

そのため、北九州市では、毎年度の予算編成方針におきまして、各局区に対し、創意工夫による財源確保の取組を積極的に検討するよう求めているところであります。この中で、議員御提案のふるさと納税につきましては、令和6年度決算において24.7億円と過去最高を更新し、北九州市にとって貴重な財源となっております。

このふるさと納税を申し込む際には、寄附者の方に、市が取組を推進している14の分野の中から、寄附の活用を希望する分野を選択していただいております。そのうち、令和6年度に動

物愛護の推進が選択された件数は5,008件で、これは全体の4.3%、5番目に多くなっておりまして、寄附額は約1億350万円となっております。その一部を地域猫活動への支援事業にも活用しているところであります。

こうしたふるさと納税などの寄附につきましては、広く個人や企業の事業への共感や市の政策への参画意識を高めるといった効果もあり、地域住民を活動主体として行政の支援とボランティアの協力を必要とする仕組みである地域猫活動とは親和性が高いと思われます。一方で、政策を実施するかどうかの判断やその規模は、行政の効率性、公平性の観点から、寄附者の意向や寄附額の大きさのみに左右されてはならない側面もございます。

このため、地域猫活動の支援はふるさと納税の活用対象に既に組み込まれているところではございますが、より積極的にPRをする場合には、動物愛護の推進の項目においてどのように表現することが効果的か、他都市の事例等も参考にしつつ検討してまいりたいと思います。答弁は以上でございます。

○議長（中村義雄君）47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）御答弁ありがとうございます。第2質問に移らせていただきます。順番は変わります。

まず、小倉城の入城料につきまして、既に調査が始まっているとのこと、安心いたしました。

今後、ぜひ価格の見直しと併せて強く検討をお願いしたいのが、市民割引制度の同時導入です。価格を見直した結果、肝腎の市民の足が小倉城から遠のいてしまえば、我が町の観光資源なのに、肝腎の市民が愛着を持てない結果となってしまいます。これは大変深刻な問題です。

そこで、先ほど事例として挙げさせていただきました姫路城のように、北九州市民であることを示せば割引を行う制度についても必ず併せて御検討いただければと思います。これは要望とさせていただきます。

ちなみに、この350円という現在の入城料なんですけども、いつからこの金額が設定されたかという情報はあるんでしょうか、教えてください。

○議長（中村義雄君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長（小笠原圭子君）申し訳ございません、いつから350円かということにつきましては今手元に持っておりません。申し訳ございません。

○議長（中村義雄君）47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）実は私も気になって、ずっと調べてみたんですけど、全然資料がなくて、もしかしたらすごい昔から350円である可能性があるなと思っております。ぜひお願いします。

○議長（中村義雄君）片山副市長。

○副市長（片山憲一君）昭和63年当時、第1回目の改修をした際に350円に改定したと記憶し

ております。以上です。

○議長（中村義雄君）47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）ありがとうございます。さすが副市長。

昭和63年となると、かなり昔だなと思っております。ここからいろんな物価も変わり、様々な社会情勢も変わっている中で、ずっと350円というのはやっぱりおかしい話だと思いますので、市民価格は別途検討いただきつつ、適正な価格を探っていただけたらなと思っております。

続きまして、1型糖尿病について、様々な形で御検討いただけるということなんですけども、レスパイト事業を活用されている事例も今あるとのことでした。ただ、このレスパイト事業は本来、これを想定したものではないなと思っております。また、財源も一部自主財源があるんじゃないかなと思っております。

この1型糖尿病の件、文部科学省の初等中等教育局特別支援教育課に問合せを行いました。恐らく財政的な部分が一番懸念になるかなと思っております。これは国の切れ目ない支援体制整備充実事業の対象となる案件のため、医療的ケア児への看護師派遣に係る費用については3分の1が国の補助金として、残り2分の1も地方財政措置として、自治体の財政負担はなく実施できるということで確認が取れております。なので、今ある制度で市のお金でやるのではなく、ぜひそういった国の予算をしっかりと取りに行く形で今後検討いただけたらなと思っております。

もう既にお困りの市民がいらっしゃって、その解決のための予算が国で用意されているという現状で、あとはやるだけではないかなと思っております。今回の議会で決算が締められましたら、これから来年度予算の編成も始まるかと思えます。ぜひこの点よろしく願いいたします。

最後に、地域猫活動支援について確認させてください。

今回のお話ですと、ふるさと納税の使い道に地域猫支援も入っているという御回答ではあったんですけど、私が実際に拝見している資料、こちらの令和5年度ふるさと北九州市応援寄附金の活用状況についてという資料では、動物愛護の推進の欄に、人と動物の共生社会の実現に向けた取組、市民、ボランティア等と連携し、動物愛護の啓発、譲渡の推進、適正飼育、終生飼養の指導などに取り組みましたという記述にとどまっており、地域猫という言葉は一文字も出てきていないわけです。

今回事例として取り上げました福岡市の事例については、実際にここにも、590頭の飼い主のいない猫や多頭飼育の猫に不妊去勢手術を行いましたという記述もございました。さらには、ふるさと納税の使い道だけではなくて、地域猫を紹介するページに関しても、福岡の場合はふるさと納税を充てていますということを明記されております。この御寄附について説明、福岡市ふるさと納税の寄附金を基に運用しております、今後の事業継続拡充のためにも皆様か

らの温かい御支援をお願いいたしますと書いてあって、しかもその下に、寄附のお申込みはこちらですというリンクまで張ってあります。こうなれば、このページを紹介しさえすれば、地域猫を応援したい方がそのままふるさと納税まで行けるということで、非常にうまくいっている仕組みじゃないかなと思っています。

実際、この動物愛護に寄附されている金額も、北九州市は先ほど1億円ということだったんですけど、福岡市は4,000万円しか寄附金が来ていません。でも、地域猫に充てれる金額としては、福岡市の場合、2,000万円を超す金額で、対象の頭数も1,000頭を超えるような状況にあります。

この点に関して、ぜひ福岡市と同じような形で、使い道のところの明記だけでなく、こちらの地域猫の支援に関するページにもふるさと納税の活用のことをしっかり明記していただきたいと思っておりますが、この点についてももし所管からコメントがございましたらよろしくをお願いいたします。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）議員の御質問で、福岡市の取組の事例を御紹介いただきました。福岡市の支援の取組、事業の進め方ですとか支援対象の設定、また実施の規模などに本市との違いがあるようでございます。いずれにしても、北九州市の地域猫の支援制度につきまして、多くの皆様から理解が得られ、活用される制度づくりに向けて、見直しは進めていきたいなと思っております。

財源の寄附の募集というところにつきましては、市全体のふるさと納税の使い道の説明というところとの整合性もあるかと思しますので、関係部署と相談しながらですけれども、いい取組は参考にしながら検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中村義雄君）47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）ぜひ検討いただければと思います。

ちなみに、今年度、地域猫活動に回されている予算というのはどの程度なんでしょうか。ふるさと納税からどれぐらい充てられるかという部分も併せて教えていただければと思います。

○議長（中村義雄君）保健福祉局長。

○保健福祉局長（武藤朋美君）地域猫活動に使っている予算の規模感というところでございます。北九州市では、動物管理費の、人と動物の共生社会推進事業という項目で、これ自体は全体で4,300万円ぐらいあるんですけれども、その中で、犬や猫の不妊去勢手術に係る医薬品代等として96万円を計上しております。この中に、動物愛護センターで行う地域猫の不妊去勢手術費や、あとはセンターから譲渡する犬や猫の手術費が含まれているというところがございます。実際には動物愛護センターの獣医師が手術をするというところで、薬品等の物件費が予算計上されているというところがございます。以上でございます。

○議長（中村義雄君）47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）ありがとうございます。96万円ということで、金額としてはかなり少ないという印象を受けております。

それこそ本当に、戸町議員からのお話でもありましたけど、これに関しては市民の方が主体でやるのか行政が主体でやるのかというところは常に議論があると思うんですけども、市民の方がかなり身銭を切っているという現状については改めて御理解いただいた上で、今後、地域猫活動支援の要件緩和も進むということで、必ず金額が増えてくると思いますので、併せてふるさと納税の活用というところをぜひ前向きに検討いただけたらなと思っております。

すいません、もう一つ前の質問にまた戻ってしまうんですけども、先ほどの1型糖尿病の支援の件について、これは先ほど私が申し上げたとおり、国として予算が下りるということで文科省からもお話があったんですけども、こちらを今後活用していくという点については今教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）既に現在、主に特別支援学校を中心ということになるかと思いますが、この補助事業につきましては看護師を派遣しております。全体で、特別支援学校以外にも派遣しておりますので、18名ほど今配置をしております、それは対象となる児童生徒が、かくたん吸引とか経管栄養など、そういった自ら行うことがなかなか困難な児童生徒に対して看護師を配置しておりますので、そういったところと同じような扱いになるのではないかなと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）ありがとうございます。

ぜひ、同じ扱いでということで、予算も国に求められるところでしょうから、本当にお困りの方、仕事も辞めてされている方がいらっしゃるの、来年度予算からもそうですし、今既にお困りの方にも改めてヒアリングを行っていただきまして、現状、もっともっとよい形で支援できる部分があれば、こどもまんなか社会、そしてWoman Will推進も進めていく上でも検討いただけたらなと思っております。私からの質問は以上です。

○議長（中村義雄君）進行いたします。49番 奥村議員。

○49番（奥村直樹君）皆様こんにちは。北九州党の奥村直樹でございます。

早速、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、私から1点目に、地域で守る食の安全保障についてお伺いしたいと思います。

米不足によって、昨年、米の価格が大変高騰して、私たちの食の安心・安全が揺らぐような事態になりました。あわせて、近年は、猛暑や豪雨などの異常気象によっても、米の収穫だったり保管、流通、いろんなものに影響を与えるような環境、異常気象が起きております。

今年に関しては、私も父とお米を作っているんですけど、猛暑に加えて水不足で、本当に毎朝早起きしてポンプを水路に持って行っては水をあげて、水路がなくなって池がかれかけてと

いうことで、非常に苦労した夏でございました。

また、海外を見てみれば、戦争などの国際情勢によって食料の価格が高騰したり輸送ルートの停滞が懸念されたりして、今後、食料の調達がもしかすると困難になってしまうのではないかと、そういったことが懸念される昨今であります。つきましては、平時から地域で食を支える仕組みが必要なのではないかと考えております。

このような中で、大阪府の泉大津市が非常に先進的な取組をしております。大阪市と関西国際空港のちょうど真ん中に位置する泉大津市でありますけれども、人口は7万人ですけれども、面積は14平方キロメートル、北九州市の約34分の1と非常に狭い自治体です。農地も本当に少なく、田んぼについては僅か27ヘクタールしかない自治体です。北九州市は1,700ヘクタールあります、ちなみにですね。つまり、米の消費自治体になっている泉大津市が、南出市長がこのことに対して非常に強い危機感を抱いて、全国の米の生産地と個別で契約を結んで米を取り寄せていく、そういった事業を進めております。

市内の小・中学校の給食需要を基盤に、平時はそれぞれの生産者の安定収入につなげて支援をしていくと、もしものときは市民の供給を確保する、そういった形で令和5年から取り組んでいるわけですが、たまたまこれが昨年の米不足でこのことが非常に脚光を浴びることになったというところであります。今では、その他の消費自治体とかそのほかの生産自治体を巻き込みながら、この取組が全国に広がろうとしているというところでございます。

では、本市を見てみますと、北九州市の年間お米が必要な量というのは、国の統計によりますと、1人当たりの年間米消費量は約51キロということでございますので、北九州市の人口を約90万人としますと、計算すれば約4万6,000トンのお米が必要になるということでありま。一方で、生産量を見てみると、令和5年の本市の水稻生産量、水田で作った稲の収穫量ですけれども、計算上では約5,000トンとされています。この中には加工米ですとか飼料米とか酒米なども含んでいますから、差っ引いて大体約1割、必要な量の1割ぐらいが生産されている。逆に、1割しかないわけですが、言うまでもなくこの1割というのは少ないですけれども、将来にわたって守るべき生産力だということは間違いありません。

ですから、この足りない中で地域の食を支える仕組みをどうつくるのかという中で、今回、私は北九州都市圏域に注目をしました。北九州市は、連携中枢都市圏として6市12町で形成する北九州都市圏域の核であります。以降、この北九州都市圏域を圏域と表現させていただきますが、圏域全体での米の収穫については、統一したデータはなかったんですが、それぞれの面積や様々なデータで推計、私が計算すると約3万4,000トンほど取れているのではないかなという推計でした。年の作柄で差は出てくるわけですが、また、この3万4,000トンでは北九州市の消費量にも満たないわけですが、この近辺の米も、昨年の米の高騰によって、今まで売っていた先よりさらに高い値段で買いますよって業者さんがたくさん出てきて、全国的に出ていて、市場経済ですから誰がどこで買って幾らで売ろうとももちろん自由なんです、そうするこ

とによって本市やこの圏域内の米が域外に流出をする、そして、それがまた価格の高騰につながっていくというおそれがあるわけであります。

そこで、一大消費地であります本市が定量的に域内で買い付けをすること、そのことで生産者を支えて、また、今回のような米不足や災害などの不測の事態に備えることができるのではないかとということで、提案をさせていただきたいと思います。

この買い付けをするに当たっては、今までも生産や流通を担っていただいた生産者や農協や米の卸業者の皆さんとの連携は今後も当然必要なんですが、最初からこの全てを抱え込むという必要はもちろんありませんし、それは現実的ではありません。ですので、行政が関与できる学校給食ですとか医療・福祉施設、そういったところを中心に考えてみてはどうかと思います。まずは通常の必要な需要を土台に、玄米で取り置いて循環利用していくような形ができないかなと考えています。

また、肥料や燃料の高騰というものが起こりますから、そういったときには価格を見直せる価格変動条項なども入れておけば、生産者の安心と市民への安定供給が両立できるのではないかなと考えます。また、連携先は、市内の生産者はもちろんなんですが、域内でいうならば行橋市さん、それから豊前市ですとか、みやこ町や築上町、そういった人口に比べて生産量が多い市町がございますから、そういったところからお声かけさせていただいて、うまく回れば将来的にはその協力先を広げていくような動きができればいいのではないかと考えています。

実際の契約のイメージなんですが、学校給食を例に取れば、泉大津市の取組を参考に、北九州市に置き換えてみます。まず、本市が市内の生産者や連携自治体と農業連携協定を結びます。そして、米調達事業者を公募で選定します。その上で、その選定された事業者が生産者と玄米の売買契約を結んで、生産者は玄米を事業者に納品します。事業者は、必要に応じてそれを精米して炊飯業者にお渡しして、そして学校給食へと、そんな流れができるのではないかと考えます。つまりは、行政が仕組みを設計して、取引は民間が担うと、こういった形ができないかという提案を踏まえまして質問させていただきます。

まず、圏域内の農家と連携するため、各自治体での米の流れ、必要量や買取り価格などを早期に把握できないでしょうか。

その上で、まずは学校給食から試行を始め、備蓄は1～2か月分を玄米で確保し、給食に回しながら循環させていくという取組はできないでしょうか、見解をお伺いいたします。

続きまして、市民の安心につながる外国人住民との共生についてお伺いいたします。

昨今、各地で、もともと住んでいた住民の皆様と新たに住まれた外国人住民の皆様との摩擦の報道が目につきます。最近ではアフリカホームタウン問題というのもありまして、いろいろと誤解もあったように聞きますけども、実際、市民の皆様、その地域の皆様にとっては、大規模な外国人コミュニティが形成されるのではないかという不安がこの騒ぎにつながったんだと思います。

現時点では、本市ではそういった大きな摩擦が顕在化されたというのは聞いておりません。しかし、将来外国人の皆様が増加をする可能性を見据えて、こういったことは早く早期に対応していくことが重要ではないかと考えています。

まず、私は、雇用については本来は国内で担うことが理想だと思います。今は人手不足が叫ばれておりますが、官民挙げて職場の環境改善ですとか待遇が向上すれば、まだまだ国内の人材でこの人手不足を担っていくことはできると思います。また、不法滞在などの違法行為については厳格に対応すべきと考えております。しかし、もう現時点で合法的に住んで居住されて学び働いている外国人の皆様には、互いに尊重して共生する関係を築いていくことも大切なことだと思います。

地域の皆様の不安を聞いていると、分からないことが原因だと思います。要は、最近外国人の方を目にすることが増えたけども、一体どこに誰がどれだけ住んでいるか分からない、どこかにももしかしたら大きなコミュニティが形成されているんじゃないか、そういう漠然な不安を耳にすることが多いです。これらは、正しい情報を提示することで解消することが必要だと思います。どこにどういった国籍の方がどのくらい住んでいるのか、また、どういった分野で働いているのか、そういった情報が少しでも見えてくることで不安が解消していくんじゃないかなと思います。そのために、行政がかけ橋となって間に立って、正しい情報を発信していただいて、摩擦を未然に防止していただきたいと考えるわけですが、そこで4点お伺いします。

外国人住民の現状について、市としてどのように基礎情報を収集整理し、市民に分かりやすく示していくお考えでしょうか。

次に、今後、合法的に市内で生活する外国人住民と地域住民が互いに尊重し合い、安心して共生していくために、どのような施策を展開していくお考えでしょうか。

3つ目に、外国人施策は国の制度や県の支援とも関わる部分が大きいと思いますが、本市として、国や県との役割分担や連携をどのように進めていくとお考えでしょうか。

最後に、外国人の受入れが過度に拡大し、地域に過度な不安や摩擦が生じることがないように対応する必要があると考えますが、今後の外国人の受入れについて市としてどのような見通しを持っているでしょうか、見解をお伺いいたします。

以上で私の第1質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）市長。

○市長（武内和久君）まず、大項目2つ目の、市民の安心につながる外国人住民との共生について、どのような施策を展開するのか、国、県との役割分担、連携、そして、摩擦を生じさせない受入れについてお尋ねがございました。

ただいま議員が御指摘をされた、外国人市民と地域住民が互いに尊重し合い、安心して共生する環境を整備するということは、極めて重要な政策課題であると認識をしております。

こうした中、政府におきましては、令和4年に、外国人との共生社会の実現に向けたロード

マップを作成しまして、その中で、取り組むべき4つの重点事項として、1つに、円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組、2つ目に、外国人に対する情報発信、外国人向けの相談体制の強化、3つ目に、ライフステージ、ライフサイクルに応じた支援、4つ目に、共生社会の基盤整備に向けた取組を掲げ、具体的な政策が示されました。

こうした中、北九州市におきましては、令和6年3月に策定をいたしました新ビジョンにおいて、1つに、若者、女性、高齢者や障害のある人、外国籍の人など、自分の夢に挑戦する意欲ある人々が集い、活躍し、多様な個性が調和することで強い経済を実現するということとともに、2つ目に、国籍などにかかわらず、自らの目標に向かって挑戦をする人々が集まり、社会に参加し、活躍することにより、住む人々の町への愛着が深まり、そして、誰もが人と人のつながりの中でお互いを尊重し合い、それぞれが望む生活や夢の実現に向けて温かく支え合う、安らぐ町の実現を掲げているところでございます。

とりわけ近年、外国人の受入れが急激に拡大することを不安に感じられる市民の皆様もおられることを踏まえ、市民の皆様の不安にも寄り添いながら多文化共生の取組を進めていくこともますます重要になってきていると認識をしております。

なお、北九州市の外国人の状況を見ますと、外国人住民数は令和7年3月末時点で1万6,930人で、全人口に占める外国人の割合は約1.9%と、政令市平均3.22%を大きく下回り、20政令市の中では16番目となっております。

次に、議員御質問の、国や県との役割分担につきましては、在留資格制度や出入国管理制度などを所管する国や、広域的な行政を管轄する県、そして基礎自治体とが適切に連携し、役割分担して取り組むことが必要と考えております。

国に対しましては、時宜にかなった情報交換や要望等を行うことが重要であると考えております。今年5月には、私自身も参加をした指定都市市長会におきまして、外国人住民への生活支援策は国の責任で行うこと及び地方自治体への財政措置強化などを内容といたしました国への要請書を幹事都市の一員として取りまとめ、8月には国に要望したところでございます。

また、県に対しましては、留学生支援や外国人の生活環境整備促進の面で、双方が組織する協議体にお互いに参加をし、意見交換や情報共有などに努めているところでございます。

これまでも、北九州市といたしましては、多文化共生の取組として、例えば、政策局に在籍をする国際交流員が市民センターに出向き、自国の文化や習慣を紹介するなど、日本人、外国人相互の異文化理解の促進を図る取組を行ってきているところであります。今後はさらに、外国人の方々が地域社会により円滑になじんでいけるようなきっかけづくり、例えばSNSを活用し、外国人の方々へ地域の拠点である市民センターの情報を届ける取組など、方策を検討してまいりたいと考えております。

また、直近の国の動きといたしましては、先月、法務大臣が主催をする外国人の受入れの基本的な在り方に関する勉強会が開催をされ、その論点整理において、まず1つに、経済成長、

産業政策の観点から、将来的にどの程度の外国人を受け入れることが適切か、また、どのような産業、業務にどのような外国人がどの程度必要か、2つ目に、地域の生活者としての観点から、外国人を地域の生活者としてどのように受け入れていくか、3つ目に、治安の観点から、外国人の受入れにより、治安にどのような影響を与えるかなどが示されており、多角的な観点から今後検討が深められるものと承知をしております。

外国人の方々をどのように受け入れていくかにつきましては、先進諸国共通の課題として国際的に議論がなされており、我が国にとっても国家的な課題であります。現在、様々なレベルで検討や取組が行われておりますが、そうした動きを注視しつつ、市民の皆様の声に寄り添いながら、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる多文化共生社会の実現を目指すとともに、全ての市民が自分らしく活躍し、国内外から人々が集う魅力的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。以上となります。残りは担当局長からお答えします。

○議長（中村義雄君）産業経済局長。

○産業経済局長（柴田泰平君）米を軸とした北九州都市圏域の連携についての2つの御質問にまとめて御答弁させていただきます。

人にとって、食べることは、健康を維持し生きていく上で不可欠な取組でありまして、市民の皆様に新鮮で安全な農産物を安定して供給することは大変重要であると考えております。

北九州市では、農林水産業振興計画におきまして、生産力の向上や地産地消などの施策を推進しており、野菜を中心とした収益性の高い農業の振興を図ってまいりました。その結果、市内の米の推定消費量4万8,000トンに対して生産量は約5,000トンにとどまっていますが、必要とされる米の多くは市内の米穀店等が卸売業者から調達して市民の皆様に供給しているところがあります。

議員御紹介の泉大津市では、学校給食における米の調達方法を簡素化し安定的にすることを目的に、令和5年度から、複数の仲介業者から調達していたものを1社が担う仕組みに変更しました。さらに、ほかの自治体と連携協定を結ぶことにより、仲介業者が産地から直接米を調達しやすくするルートを構築したものであります。これらの取組によりまして、泉大津市では、市場価格に左右されにくい、安定した米の供給ルートの確立を目指しているとのことでございます。

御質問の北九州市の学校給食における試行についてでありますけど、1つ目に、北九州市は福岡県学校給食会と契約していきまして、J A全農ふくれんが年間の必要量を確保し、北九州市内産を含む福岡県産米を使用した米飯が安定的に届けられる仕組みが構築されていること、2つ目に、J A全農ふくれんが供給する福岡県産米の夢つくし、元気つくしに対して、地産地消の推進及び米価高騰対策として福岡県学校給食会から助成金が交付されていること、3つ目に、さらに北九州市独自で備蓄を行う場合には、専用の低温貯蔵施設の準備や保管費用が必要になることなど、新たな体制整備や相応の財政負担が生じる課題がございます。

また、米の流れ等を早期に把握することにつきましては、1つには、流通経路は農協への出荷だけでなく、個人販売や大手の卸売業者の参入など、多様化、複雑化していること、2つには、必要量は個人の消費動向やインバウンドなどの外部要因で異なること、3つ目には、買取り価格は取引ごとに契約条件が異なるため情報の収集が難しいことなどから、市独自で把握することは困難であると考えております。しかしながら、国において流通経路の実態調査に取り組み始めましたので、その動向を注視してまいりたいと考えています。

いずれにいたしましても、北九州市としましては、米の安定供給については基本的には国が責任を持って取り組むべきことと考えておりますが、市民生活とも関係することでありますので、まずは他の自治体の事例について情報収集してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君）最後に、大項目、市民の安心につながる外国人住民との共生について、外国人市民の基礎情報に関するお尋ねにお答え申し上げます。

外国人住民の情報につきましては、住民基本台帳に基づきまして、国籍それから在留資格など、一定の情報について把握をしておるところでございます。これらの情報のうち一部の情報は公開しており、市のホームページで毎月、区別の外国人の人数の公表や、令和7年9月1日号の市政だよりにおきましては、多文化共生特集ということで、国籍別の外国人市民数を掲載するなど、市民の皆様に向けて情報発信を行っているところでございます。

なお、個人や世帯が特定され得る情報につきましては、個人情報保護法や住民基本台帳法の趣旨から、公表は行っていないところでございます。

しかしながら、同じ地域に住む日本人、外国人が、人と人とのつながりを持ち、関係性を築くことは大事でございます。そのため、北九州市といたしましても、市長が申し上げたとおり、例えば、外国人の方々に地域コミュニティの拠点である市民センターの情報をSNSで発信することで、市民センターに立ち寄るきっかけづくりなど、外国人の方々が円滑に地域社会と接点を持ち交流していけるような方策を考えてまいりたいと思っております。

引き続き、市民の皆様の声を真摯に受け止め、多文化共生の推進に取り組んでまいるところでございます。答弁は全部で以上でございます。

○議長（中村義雄君）49番 奥村議員。

○49番（奥村直樹君）答弁ありがとうございます。残りの時間で意見を述べて、再質問させていただきます。

まず、食の安全保障ですが、おっしゃるとおりで、福岡県産米を使っているということはもちろんいいことだと思います。私は北九州都市圏域と言いましたけど、これは県内でやってもらってももちろんいいわけなんですけど、ただちょっと不安なのは、今の話だと非常にすごく人任せな感じがして、JAさんが今、間に入っているから安定供給ですと言いますが、例えば去年なんかでいうと、JAさんの買取りの量が物すごい減ったわけですね、ほかのところへ

流れていって。

じゃあ仮に、これはもしかして教育委員会さんになるかもしれませんが、JAさんの買取りが足りなくなって供給できませんとなった場合は、これは学校給食協会の責任ということになるんですか。市は関係ないんですかね、そうなった場合は。

○議長（中村義雄君）教育長。

○教育長（太田清治君）実は、県の学校給食会というところで必要量をきちっと確保していただいております、昨年度におきまして不足するということはないような状況でございました。以上です。

○議長（中村義雄君）49番 奥村議員。

○49番（奥村直樹君）分かりました。

それで今年、来年はいいかもしれませんが、将来にわたって見ていただきたいという中で、要はどんどん生産者が減って、そういう農政の皆さん、担当職員の皆さんは分かっていると思いますが、本当にあと5年たったらどれだけ作っているのって話になっている部分もすごく多いですから、今大丈夫だからずっといいというのもちょっと私は不安だと思いますから、もう少し、今現状も把握しようとしているということですから、今後の生産をもう少し精緻に市で把握していただいて、市だけではどっちにしろ足りないですので、取り合いになっていく可能性はあると思うんですよ。ほかの自治体がそうやって全国に今手を伸ばしていっている。これはうまく一緒になって連携していくのはいいことかと思いますが、仮に乗り遅れてしまったら、近隣の福岡県内の自治体もほかの自治体との契約がありますみたいな話になったら、こんな取り合いは非常によくない話だと思いますから、早く広い目でほかの自治体の動きもしっかり見ながら、連携するところは連携する、そういう枠組みがあればもちろん入っていく、あるいは、入らないんなら北九州独自の動きを検討していただきたいと思います。時間がないので、これは要望で、また今後やらせていただきます。

外国人共生の件もたくさんあるんですけど、先ほど市民センターという話がいろいろありました。市民センターで外国人を呼んで何かをするという場合っていうのは、その地域の外国人の方に何かやってもらっているんですか。それとも、どっか別の地域から呼んででしょうか。

○議長（中村義雄君）政策局長。

○政策局長（小杉繁樹君）その地域の方というよりは、当然その市民センターの中での取組によって、例えば国際交流協会とかに問合せがあれば適宜それに応じて紹介するとか、そういった感じになろうかと思います。

○議長（中村義雄君）49番 奥村議員。

○49番（奥村直樹君）多分、必要なのはその地域の外国人の皆さんとのつながりだと思いますので、私も実は自分の地域でそういったことを企画しようと思ったときに、やはりどこに聞いても、私の地域の近くにいる人を誰か知っていますかと言ってもなかなか見つからなかった現

状がありまして、そういった情報を地域につないでいただくのが行政だと思います。事業者に直接聞いていってもなかなか教えていただけなかったりするので、そこに行政の出番があると思いますから、ぜひ地域と地域に住まう皆さんをつないでいただきたい。情報も、個人情報もただ出せと言っているわけではなくて、こういった職業の方がたくさんいるんですよとか、少しでも透明化していくことが不安を解消することになると思いますので、ただただ外国人の接点というよりも、地域とというところに力を入れていただきたいと要望させていただきます。

それと、最後に意見を申し上げたいんですが、先ほど、日本語を学んでいただく国のロードマップの話もありました。ただ、思うんですけども、やはり私は外国人の皆様にもぜひとも日本語をどんどん知っていただきたいと思います。日本語というのは、日本人らしさが非常に詰まっていると。昔から使ってきた大和言葉からつながる日本語ですから。

政治学者の九州大学大学院の施光恒教授の受け売りになりますが、日本語というのは主語がたくさんあると。例えば英語だったら、基本的に1人称の主語はIなわけですけど、日本人だったら、家に帰れば自分をお父さんと言ったりお母さんと言ったり、学校に行けば自分を先生と言ったりする、すごく日本語の特徴で、これは英語、海外の言葉というのは、Iというのは変わらない不変のものから周りに広がっていく世界観が、日本というのはその場によって自分を設定しているから主語が変わるんだとおっしゃっていました。つまり、日本語を学んでいくと、やっぱり相手を見ていく、相手との接し方を考えていくという一つの学びになると思いますので、ぜひ日本語を積極的に、難しい文法を教えるというよりも、日本人はこのように考えてこういう言語を話しているんだということをぜひ伝えていただきたいと思います。

言語学者の鈴木孝夫氏の研究でも、外国人が日本語を学ぶことで人との接し方が柔らかくなったすとか、他人の話を聞くようになった、一方的な主張が減ったという事例が紹介されています。日本語を学ぶことで、さっき言った周囲の状況や相手の気持ちを読み取る力が必要になるから、必然的にそうなっていくんだってことを言われていました。日本語そして日本の文化を理解していただいて、押しつけではなくて、ぜひ日本を大好きになっていただいて、日本人より日本人らしい外国人がたくさん住まう、そんな北九州を目指していただきたいと思うわけであります。

多文化共生もちろん大事なこともかもしれませんが、私の思いとしては、和文化共生、日本の和の文化をもって、それを知っていただくことで共生が少しでもスムーズに進んでいく、そんな町になっていただきたいという思いをお伝えしまして、今日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）本日の日程は以上で終了し、次回は9月16日午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後4時15分散会